



共に支え合う 地域づくりに向けて

～地区社協の活動方針(改訂版)～

共同募金配分金事業

共に支え合う地域づくりに向けて ～地区社協の活動方針(改訂版)～

発行日 平成30年(2018年)3月31日

発行 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

〒753-0072 山口市大手町9-6

TEL083-924-2828

FAX083-924-2847

<http://www.yamaguchikensyakyo.jp/>



この事業は、共同募金の配分金により実施されています。



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

目次

▼第1章

私達の暮らす地域の状況は？ 02

▼第2章

① 地区社協って何？ 06

② 地区社協の事業展開の流れ 11

③ 地区社協を立ち上げてみましょう 13

▼第3章

更なる地区社協機能の強化に向けて 24

▼第4章

住民ニーズに応じた幅広い地区社協活動 32

① 栗野地区社会福祉協議会（下関市）

② 楠地区社会福祉協議会（宇部市）

③ 仁保地区社会福祉協議会（山口市）

④ みすみ地区社会福祉協議会（長門市）

⑤ 秋月地区社会福祉協議会（周南市）

▼参考資料一覧 39

地区社協活動推進検討委員会委員名簿

	所属名	役職名	氏名
委員長	山口県立大学 社会福祉学部社会福祉学科	教授	草平 武志
副委員長	山口県立大学 社会福祉学部社会福祉学科	准教授	長谷川 真司
委員	下関市社会福祉協議会 豊北支所	福祉活動専門員	梅月 多聞
委員	宇部市社会福祉協議会 地域福祉課 地域支援係	係長	石崎 輝正
委員	周南市社会福祉協議会 業務課	地域福祉係長	山本 多恵
委員	仁保地区社会福祉協議会	会長	梶本 孟生
委員	みすみ地区社会福祉協議会	会長	辻野 達也
委員	山口県社会福祉協議会	常務理事兼 事務局長	澤村 有利生

＜事務局＞

山口県社会福祉協議会

地域福祉部長 大倉 隆雄
 地域福祉班主任主事 遠藤 真由美
 地域福祉班主任主事 遠藤 嵩大
 地域福祉班主任主事 大田 惇貴

はじめに

山口県では、昭和61年から県・市町村社会福祉協議会を中心として、「福祉の輪づくり運動」を展開しており、「困ったときにお互いが助け合える組織をつくろう」というスローガンのもと、需給調整会議の実施や見守り活動、住民参加型在宅福祉サービスの実施、活動を担うボランティアや福祉員の養成等、様々な取組を展開してきました。

また、そうした活動を継続的に実施していくための基盤組織の形成推進として、地区社会福祉協議会（以下、地区社協）や自治会福祉部等といった住民組織の組織化も図られてきました。

その後、1991年（平成3年）から始まった国の事業である「ふれあいのまちづくり事業」の取組を通じ、地区社協を核とした需給調整会議の充実を図ることで、住民の福祉ニーズを早期に把握する仕組みが広がり、住民相互が集う「ふれあい・いきいきサロン」活動などの展開につながるといふ地区社協における具体的な活動展開のモデルが作られました。

2003年（平成15年）からは平成の合併がはじまり、国の施策として地方分権の推進が図られ、山口県でも56市町村が19市町に統合されました。県内の市町社協もそれに伴い、旧市町村の事務所は、支所、支部機能として、人員の配置等も再整理されました。

こうした中で、地域の実情に応じて活動を行っていく社協は、広域化した市町でどのように地域福祉を推進していくのか、その方策の一つとして、地区社協の設置推進が改めて見直されました。特にこれまで地区社協が未設置だった地域においても、住民の主体的な活動が継続できるよう、地域住民とともに、地区社協の設置推進に取り組まれてきました。

山口県社会福祉協議会（以下、県社協）でも、地区社協の設置推進に向けて平成17年度から18年度に「地区社協活動のあり方検討委員会」を設置し、地域の特色に応じて、多様な活動展開が実施されている地区社協の事業、活動展開、組織・事務局体制、財源の確保の実態を分析し、その成果・課題を整理し、「地区社協の活動方針」として示しています。

また、平成24年度には、「地区社協調査検討会」を設置し、県内地区社協に調査を実施しました。

この度は、平成24年度の調査も踏まえ、平成18年度に作成した「地区社協の活動方針」の改訂版という位置づけで、新たに「地区社協活動推進検討委員会」を設置し、今後の地区社協活動の方針について、研究協議を実施し本冊子として取りまとめました。本冊子には、住民が自主的な活動を進めていく上での基盤となる地区社協の必要性や、立ち上げの手順、また実際に住民ニーズに応じて活動展開されている地区社協の事例も掲載しております。

本冊子を通じて、まだ地区社協の設置が進んでいないところは、設置に向けての働きかけを行っていただきたいと思えます。また既に地区社協の設置が進んでいるところについては、住民に近い地区社協ならではの活動が更に活発に進むよう、参考としていただければ幸いです。

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

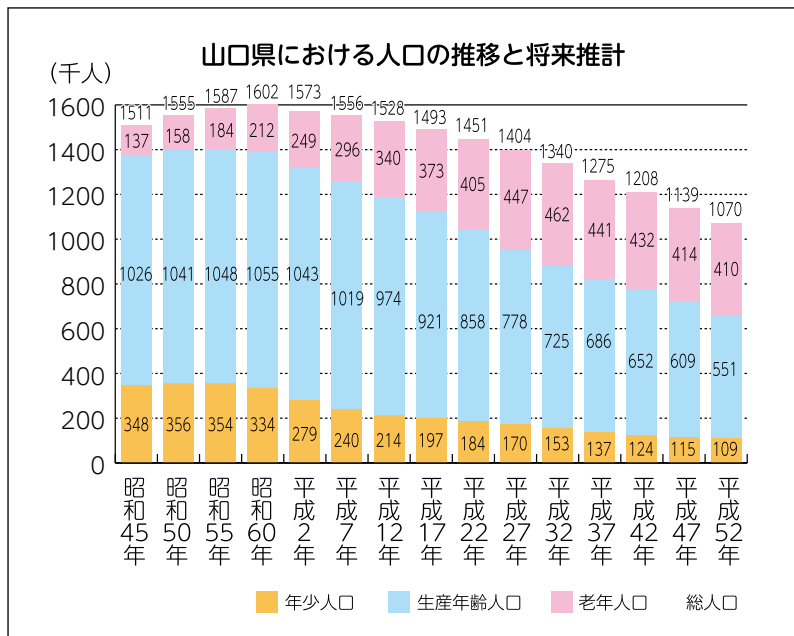
第1章 私達の暮らす地域の状況は？

10年前と比べて、山口県内の状況はこう変わっています。

■人口減少と高齢化が進んでいます。

昭和60年以降人口は減少していますが、総人口に対して老年人口の占める割合は増加しており、山口県では全国平均を上回るペースで、高齢化が進んでいます。

※平成27年度までは「山口県人口の動き～平成27年山口県人口移動統計調査概要～」
「山口県総合企画統計分析課」を参考に作成



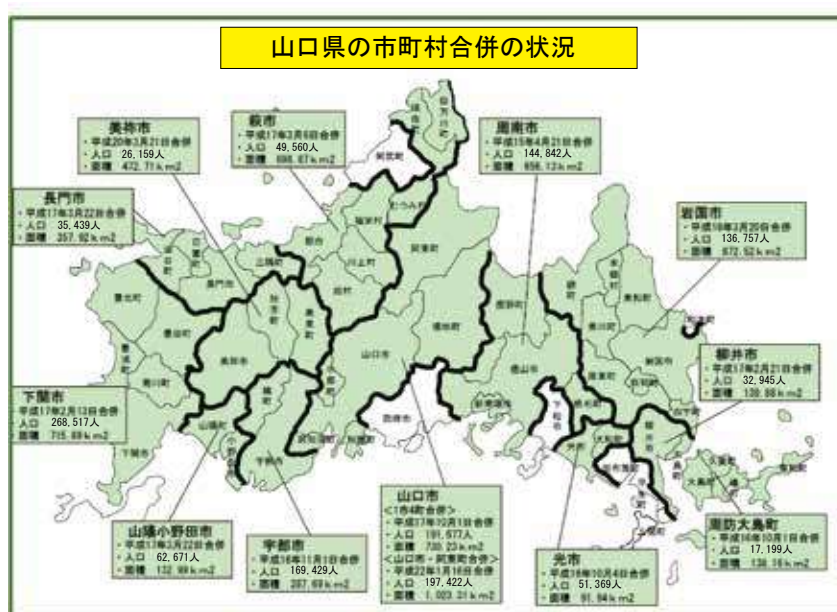
※平成32年からは「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」
(国立社会保障・人口問題研究所)を参考に作成

■多くの市町村で合併が行われました。

2003年(平成15年)からの平成の合併では、山口県でも56の市町村が、19市町に統合されました。

それに伴い、社会福祉協議会でも旧市町村の事務所が支所、支部機能として、人員の配置等も再整理されました。

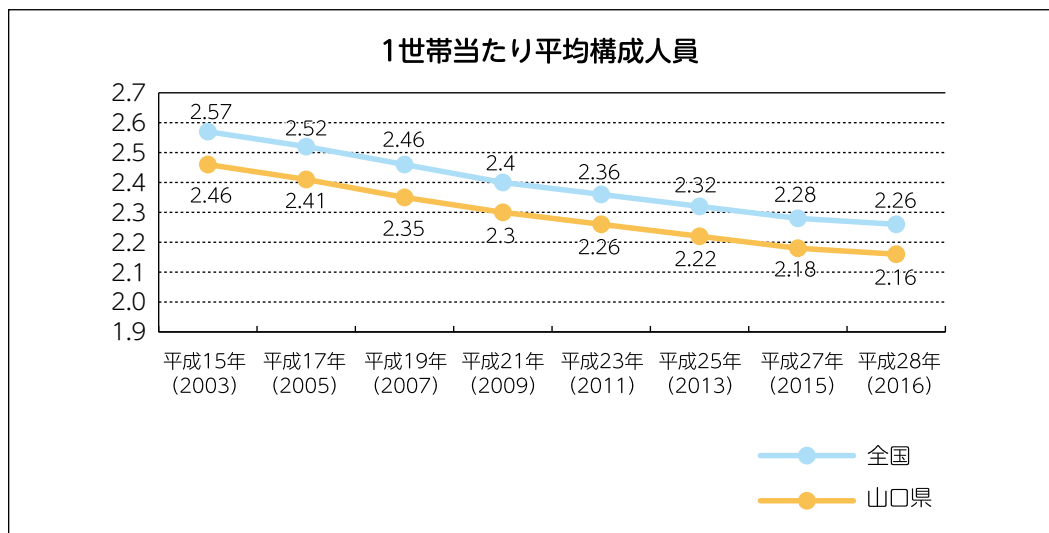
※人口は平成27年国勢調査
※面積は「全国都道府県市区町村別面積調」
(平成18年10月現在)



■家族の形が変化しています。

核家族化の進行に伴い、世帯の規模が縮小してきており、山口県の1世帯あたりの平均人員は平成28年度の調査では2.16人となっています。

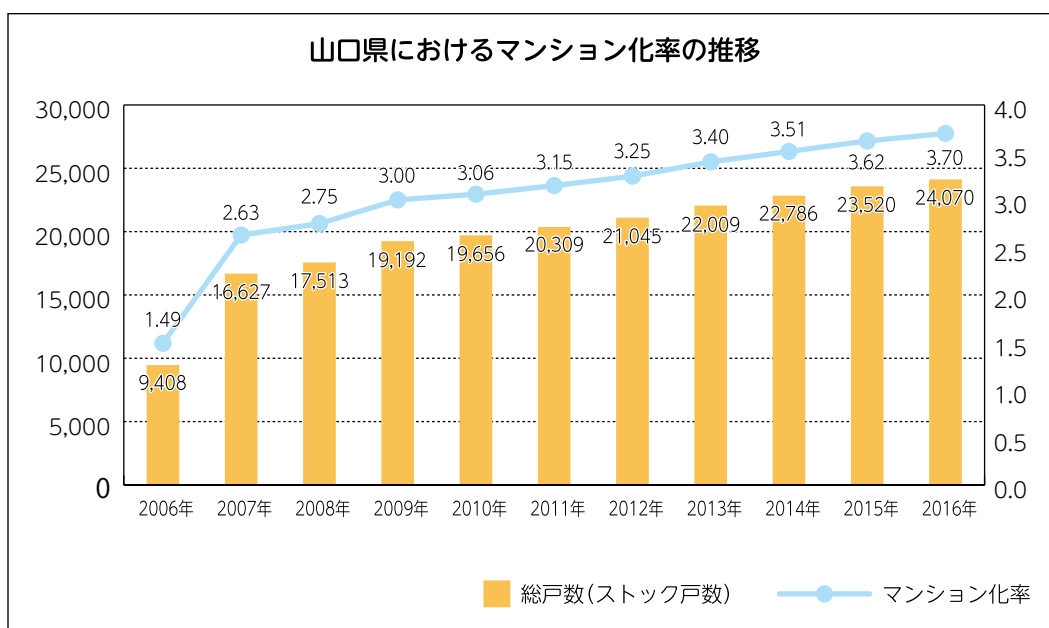
核家族世帯においては夫婦だけの世帯、男親又は女親と子どもだけの世帯が増えているほか、核家族世帯が世帯形態の中でも標準化してきつつあります。



※平成28年度厚生統計便覧(厚生労働省)を基に作成

■住環境の変化で、マンションが増えています。

2006年から2007年にかけて山口県においてはマンションが急激に増え、その後もマンションの数は増加しており、現在は27世帯に1世帯がマンションで生活していることが分かります。



※(株)東京カンテイマンション化率都道府県の調査結果2006年から2016年を基に作成

※マンション化率とは、世帯数に占める分譲マンション戸数の割合

※ストック戸数とは、中古の既存建物としてのマンションと完成在庫住戸のこと。

■自治会・町内会の加入率は、減少しています。

住民組織による助け合いや支え合いといった互助の活動の基盤組織となる、自治会や町内会に加入をする人の割合が減少しています。

山口県における地縁団体（自治会・町内会等）の加入率の推移

	平成16年度	平成21年度
市	89.1%	86.7%
町	89.6%	86.5%
計	89.2%	86.6%

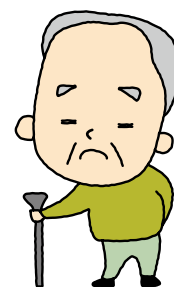
※山口県厚政課調べ

県内市町のうち、平成16、21年度の自治会加入率が把握可能な市町（8市4町）において集計調査

こんな問題が地域に増えてきています。

■地域のつながりが希薄化し、孤立する人や世帯の増加

何らかの生活上の課題を抱えているものの、家族や親族、近隣住民、地域社会等とのつながりを失っていることにより、支援の手が届きにくい、支援に結びつきにくい状況を社会的孤立といいます。



高齢化や人口減少が進む地域では、コミュニティの維持そのものが困難になってきており、地域のつながりや近所づきあいの希薄化等が指摘されています。

また、利便性や防犯面でメリットのあるマンションに住む人が増えた一方で、隣に住んでいる人が誰か分からなかったり、地域で行われている見守り活動等、訪問しての様子を確認や、外から見ての異変等に気付くことが難しくなりました。

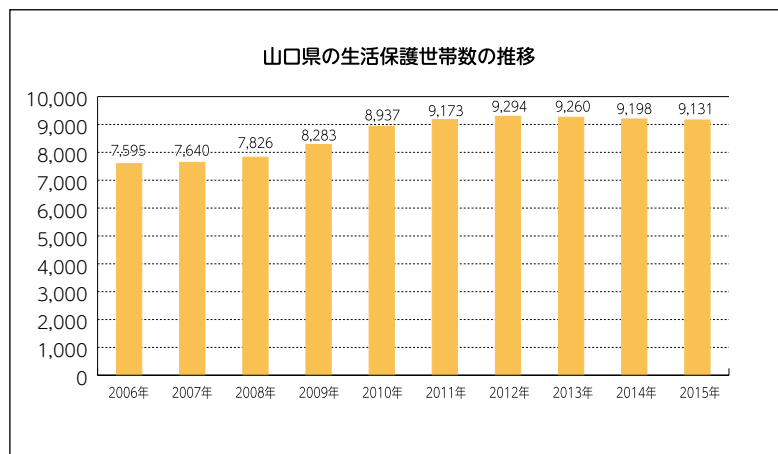
そうしたことから、人間関係の構築が難しい人や単身者等であれば、生活上の課題に直面しても、そのことが表面化しにくくなり、孤立状態に陥る人も増えてきている現状があります。

■生活困窮世帯の増加

厚生労働省の「被保護調査」によると山口県における被保護世帯の数は近年、微減傾向にはありますが、2006年と比較をすると約1.2倍増加していることが分かります。

また、生活保護を受給するに至らなくても経済的に困窮している世帯も増えてきています。

経済的困窮に陥る原因は、健康、障害、仕事、家族関係等様々ですが、多くが経済的困窮とともに「社会的孤立」に陥っていることもあり、そうした人びとを「生活困窮者」としています。また、生活困窮の問題にも絡んで、近年では「子どもの貧困」等の問題も深刻化しています。



※厚生労働省「被保護者調査」を基に作成

■制度の狭間の問題

近年、社会保障制度や福祉施策は充実をしてきています。

しかしながら地域社会の変容や人間関係に対する意識の変化等により、地域には既存の社会保障制度や福祉施策のみでは解決に至らない複合的な課題を抱えた人が増えている状況もあります。

現在の社会保障制度や福祉施策が縦割りとなっていることから、分野を超えた連携が十分に機能せず、隙間が生じ、「制度の狭間の問題」も増えてきました。

これからの地域にはこんなことが、期待されています。

住民同士の助け合いや支え合い活動の強化

～互助に期待がされています～

制度やサービスが充実すれば、「住みやすい地域」になるとはいえません。現に制度やサービスが充実しても制度の狭間の問題はなくなることなく、深刻化している現状があります。

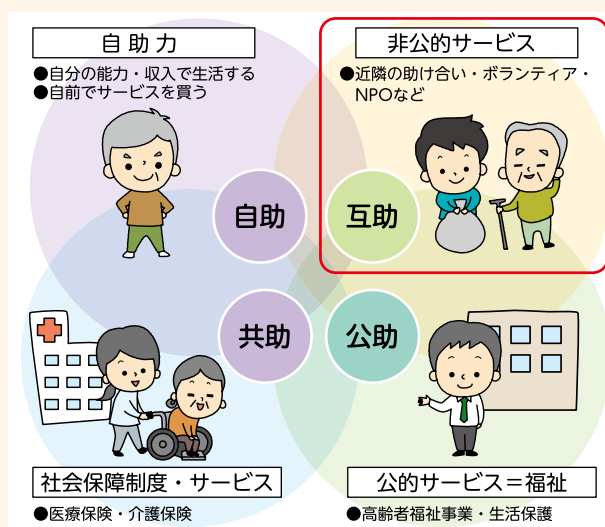
そうした中で、制度やサービスでは対応しきれない多様な福祉課題や生活課題に対応していくためには、住民参加による地域福祉の推進が求められています。

地域には、少しの手助けがあれば解決できる問題や、早く気付くことが出来れば大事に至らなかった問題が多くあります。

また、災害時や緊急時にいち早く対応できるのは、その地域で生活している人達です。

このように地域での助け合い活動や支え合い活動が活発になることは、住民同士のつながりの強化や、支え合いの意識の醸成へとつながっていきます。

つながりが希薄化していると言われていた今、改めて住民同士の助け合いや支え合い活動を広げていくことが期待されています。



住民による「互助」の活動を活性化するため、その活動基盤となる組織として地区社協に期待がされています。

第2章 ①地区社協って何？

(1) 地区社協とは

地区社協は、地域住民に最も身近な社協として、「住み慣れた地域で 誰もが 安心して心豊かに 暮らし続けることができる 地域(まち)づくり」を目指して、住民主体、住民参加により、地域の生活課題・福祉課題の解決方を協議するとともに、課題解決に向けて実践することを目的に組織された任意の団体です。

住民向けに「地区社協」を分かりやすく説明したいとき…

地区社協とは、
その地域に暮らす人たちが、
自分達の暮らしている地域での福祉的な困りごとを
自分達自身の問題として取り組み、
自分達の地域をより住みやすい地域としていく活動を行う任意の組織です。

(2) 地区社協と市町社協の関係



地区社協は市町社協の下部組織なの？

地区社協と市町社協は共に「地域福祉でまちづくり」を進めるパートナーです。

市町社協と地区社協は上下の関係ではありません。

市町社協は、「地域福祉活動の推進主体」として、市町全域の地域福祉活動の計画や方向性等決め、実際の活動の企画や提案をしていきます。

一方地区社協は、市町社協の支援を得ながら、地域住民に最も近い存在として、市町社協の企画や提案を地域の実情に応じて取り入れつつ、自治会や町内会とも連携・協働しながら、地域福祉活動への住民の参加を促進していく「地域福祉活動の促進主体」です。

(3) 地区社協と自治会との違い



自治会が十分に機能し、活動も活発に行われていれば、地区社協は必要ないのでは？

地域福祉の向上を活動の軸としているのが地区社協です。

自治会活動も地区社協活動も「住みやすい地域づくり」という面では、共通した活動をしていると言えるかもしれません。

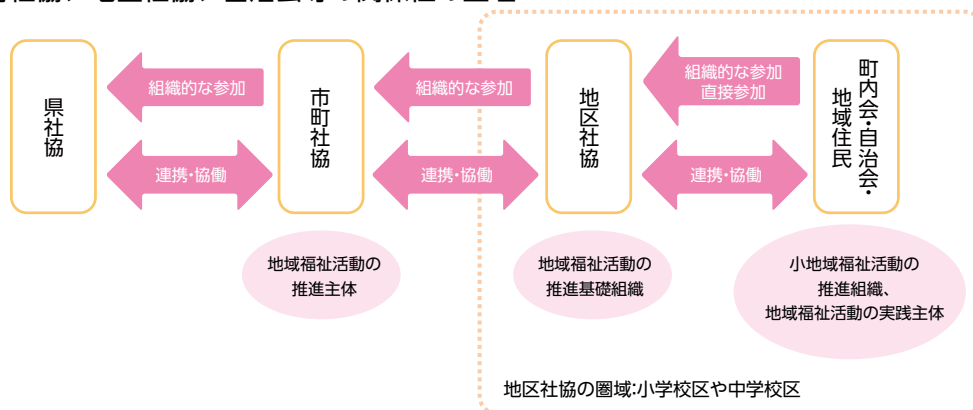
しかしながら、自治会活動は福祉活動には特化をしていませんし、（自治会福祉部等、自治会の中に福祉活動を行う専門部会を設けている自治会はあります。）自治会活動も幅広い活動が展開されており、役員の人達の負担が大きい自治会もあるのが現状です。

また、地域には、自治会の活動とは別に子ども会やボランティアグループ、民生委員・児童委員、老人クラブ等、様々な人がそれぞれ活動をしています。

そうした中で、どの活動も根底には、「住みやすい地域づくり」に向けて活動をされおり、そうした思いを持った活動団体がお互いの良さや、強みを発揮しながら協力した活動を行うことが出来れば、「住みやすい地域づくり」の実現に向けて、大きな一歩となると思いませんか。

そうした意味でも、それぞれが活動を行う縦の関係とは別に横のつながりをつくる必要があります。そうした横のつながりで成り立っている組織が地区社協になります。

県社協、市町社協、地区社協、自治会等の関係性の整理



(4) 地区社協はどんな役割を担っているの？

例えば… **地域には様々な方が生活しています。**

認知症の方 障害のある方 高齢者夫婦 在宅で介護を受けている方、その家族

子育て中のお父さんお母さん 共働き世帯

生活する中で、こんな困りごとや不安を抱えているかもしれません

たとえば…

●ひとり暮らしの高齢者

「重たい荷物を持って帰れないので一人で買物に行けない」

「ごみステーションまで遠くてごみ出しが不便」

●認知症の高齢者や在宅で介護している家族

「気が休まる時間がない」「介護の悩みを相談できる人がいない」

●高齢者夫婦

「どちらかが介護状態になったらどうすれば」

●障害のある方

「一人で暮らしているので、災害時や緊急時が不安」

●子育て中のお父さんお母さん

「育児の悩みを聞いてくれる人がいない」

●共働き世帯

「用事の時に少しでも子どもを預ってもらえれば」

「お父さんもお母さんも働いている間、家に一人で寂しい」

そうした、困りごとや不安を地域の人達の参加や協力を得ながら、地域の助け合いによって解決していく、住民参加の福祉活動の核となるのが地区社協です。

地区社協はこんなことをしています

話し合い	住民への意識啓発
<p>地域の課題や問題について、住民間での話し合いや住民座談会等を通じて、課題を共有したり、それを解決していくための活動を計画（小地域福祉活動計画）します。</p> <p>例：住民座談会、懇談会</p>	<p>住民や関係者に福祉に関する動向や情報を提供したり、福祉についての理解を深めたり、福祉意識の醸成を行います。</p> <p>例：各種研修、講座</p>
活動の支援・連絡調整	活動の企画・運営
<p>住民が地域の福祉活動に参加、運営できるような働きかけや担い手の掘り起こし等も行います。また地域の様々な団体やボランティアグループ等とも連携をし、お互いに協力しながら活動を進めるようにしています。</p>	<p>支援が必要な人に対して、具体的に支援を行い、課題の解決を図ります。地域での見守り活動やサロン活動等を通じ、地域住民が安心して暮らせるように活動をします。</p>

新たな活動を作る支援	要援護者への支援
自治会福祉部等、自治会・町内会の福祉活動の組織化の支援や地域の人を抱える様々な福祉課題・生活課題を解決していくための新たな活動を支援しています。 例：住民互助の助け合い活動	要援護者の実態把握や福祉マップ、防災マップ等を作成しています。 例：見守り・友愛訪問・ネットワーク活動、防犯・防災活動に関する事業

(5) 地区社協が地域にあるとどんな良いことがある？

助け合いや支え合いを推進していく組織が身近に出来ます。

2013年度に実施した福祉に関する県民意識調査において、地域に対する思いについての回答を見てみると「いま住んでいる地域が好きだ」との項目について「そう思う」「まあそう思う」と回答している人が全階層で7割を超えており、地域に愛着を持っている人が多いことが分かります。

また、「誰もが安心して心豊かに暮らし続けること

ができる地域(まち)」とはどのような地域だと思うかの問いについては、一番多かった回答が、「ご近所同士で日頃から助け合うことができる地域(まち)」(全体の25.5%)でした。

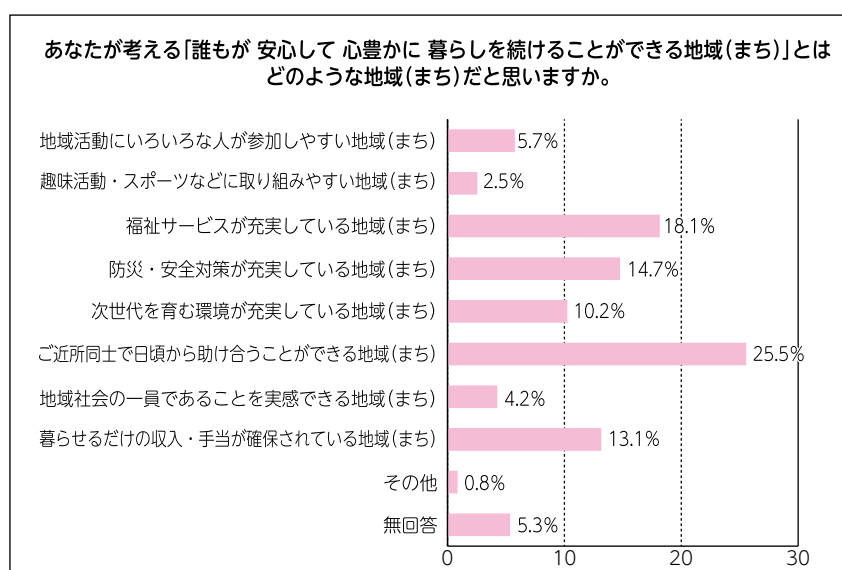
地区社協活動のめざすものは「共に支え合うまちづくり」です。地区社協の正式名称が「地区社会福祉協議会」であるように地区社協は、協議会として、皆で集まって話し合いをしながら進めていくことができる組織です。

山口県内でも今日までに様々な地区社協活動が行われています。

その内容は地域性や地区社協組織の規模、構成員等によって異なりますが、共通していることとしては、「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らし続けることのできる地域(まち)づくり」を基盤として活動が進められていることではないでしょうか。

平成12年に施行された介護保険制度では、戦後から続いた措置制度から契約制度へと大きく転換しました。契約制度では、サービスの利用率を飛躍的に向上させ、高齢者や障害者が、住みなれた地域で自立した生活を送るための選択肢が増えました。また、各種制度やサービスも近年、充実をしてくれています。

しかしながら、そうした制度やサービスは利用できる範囲が決まっており、法律を超えてサービスを受けることは難しい現状があります。



つまり、利用する人の思いや要望全てが制度やサービスの範囲で対応出来る訳ではないということです。

「向こう三軒両隣」という言葉があるように、かつては、家庭や親族内で解決することが難しい場合、そうした課題は隣近所の助け合いなどで対応されてきました。

しかしながら、地域のつながりが希薄化している今、改めて、住民主体による地域福祉の推進が求められており、同時に地域において支援を必要とする人たちの生活上の問題を発見する仕組みと解決の手助けをする活動を組織的に展開することが求められています。

そうした時に、重要な役割を果たすのが地区社協です。地区社協は、地域住民に近い団体として、地域の状況に応じて、その地域に必要な活動を展開しています。

地区社協活動が充実すると…

- ▼ 福祉課題・生活課題の早期発見、早期解決
- ▼ 地域の状況に応じたきめ細かい福祉サービスの提供
- ▼ 地域住民の福祉意識（助け合い意識）の向上



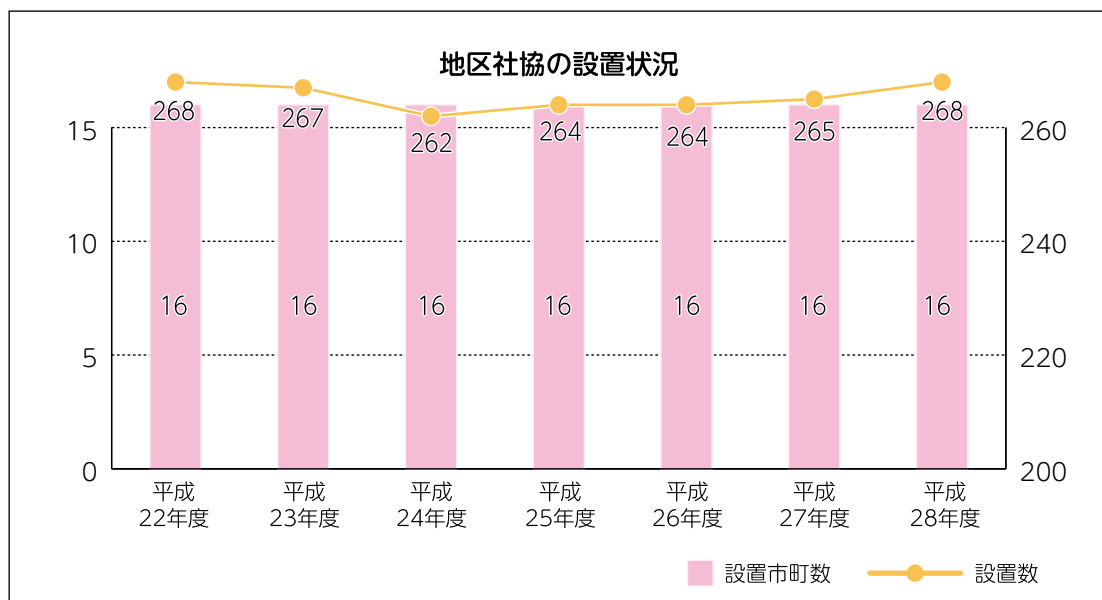
誰もが 安心して 心豊かに 暮らし続けることのできる 地域(まち)づくり

の実現に大きく近づきます。

(6) 県内の地区社協の設置状況

平成28年度「地域福祉活動実態調査」によると、山口県内では全19市町のうち16市町で地区社協が設置されています。

県内全体では、268箇所地区社協が設置されています。



第2章 ②地区社協の事業展開の流れ

実際、地区社協でどんなことをしていくのか、どんな手順で事業を実施していけば良いのか、「事業の流れが知りたい」という声があった時に、事業の流れをイメージがしやすいように整理をしてみました。

STEP

1

地域での困りごとや問題を発見してみましよう。

自分達の生活する地域に、困りごとを抱えている人や問題となっていることはありませんか。普段の暮らしの中で感じていることや、見過ごしていたこと、気付けていなかったことについて、整理をしてみましよう。

ここで、困りごとや問題を丁寧に整理することで、今後、地域に足りていない必要な取組を考え、ていく上で、参考となります。

【こんな方法で整理できます】

- ・住民座談会…皆で地域のことについて話しをします。
- ・住民アンケート…住民の声を広く聞くことができます。

STEP

2

困りごとや問題を解決するための計画をたててみましよう。

ステップ1によって明らかになった困りごとや課題の中で、解決に向けて取り組んでいくものの優先順位を決め、(早期解決をしていく必要があるもの、困っている人が多くいるもの等) 目標を設定し、事業を実施するための計画を立てていきます。

計画を立てる際には、対象者や予算、担い手等までしっかり決めておくことで実現性の高い計画となります。

【こんな方法で実施ができます】

- ・専門部会の設置…テーマや実施する事業別に専門部会を設置し、重点的に話し合いが重ねられるようにしましよう。

STEP

3

計画の実施～事業のスタート～

総会等で全体の意思統一、組織の合意を図ったらいよいよ事業のスタートです。

【こんな方法で実施ができます】

- ・広報活動の実施…住民の方にも、事業の理解や協力を得るためにも、チラシを配布したり、地区社協便りに掲載する等して、広報活動を行いましよう。

STEP

4

しっかり振り返りを行い、次のステップへ。

活動が軌道に乗ったり、一段落したら当初の目標がどれくらい達成できたのか、活動に問題点はなかったか、活動を通じてどんな成果があったのか、新たな課題は出てきたか、今後の展望等について、しっかり振り返りを含めて話し合いましよう。

この話し合いが、次の目標設定や、計画に反映されていくこととなります。

【こんな方法で実施ができます】

- ・アンケートの実施…参加者、活動者等、事業実施に関わった人や事業の対象となった人にアンケートをとって、実際の声を聞いてみましよう。



新たな課題が見えてきたら

STEP

1

へ！

よく聞かれる声



結局、地区社協活動って誰が行うのでしょうか。構成メンバーが主になってやるのであれば、負担が大きすぎます。

地区社協の会長や役員で活動を担っていくのではありません。

地区社協の役員や構成団体・メンバーが中心となって協議をしながら、様々な事業の企画を考えていきますが、実際にそれを進めていくのは、住民やボランティア、関係団体等、地域の人達です。

そのためには、地区社協の組織、そして活動をきちんと理解してもらう必要があります。



地区社協の必要性はなんとなく分かりましたが、組織を立ち上げることの一步がなかなか踏み出せません。

組織を立ち上げて運営をしていくということは、確かに大変なことです。

だからこそ、同じ思いを持つ仲間を増やしていくこと、そして、無理せず出来ない部分については、どんどん市町社協に質問をして、必要に応じて支援に入ってもらいましょう。

また、県内には、既に地区社協を立ち上げている地域も多くあります。そうしたところの声を聴くのも一つの方法です。

それでは、実際に地区社協を組織化していく手順についてみていきましょう。

第2章 ③地区社協を立ち上げてみましょう

市町社協が働きかけを行い、地区社協を設置する際の手順(案)

(1) 地区社協設置に向けて、合意形成を図ります。

① 市町全体での気運づくりと合意づくりを行きましょう。

地区社協づくりに取り組むという基本的な方針決定を行うとともに、今後の各組織内での議論を進める材料として、地区社協の基本的な姿を示す必要があります。

→市(町)社協理事会で設置の合意形成を図りましょう。

※今後の円滑な設置をめざすにあたり、市町社協の理事がこれから地区社協づくりを進めていく上で必要な組織・団体(キーパーソン)がすべて加わっているならば、理事会としての決定で十分となりますが、そうでない場合は、理事会を拡大した「福祉のまちづくり推進委員会」などの協議の場を別途、設けることも考えられます。

地区社協設置にあたり、提案していく事

- ①地区社協設置によつての効果
- ②地区社協の規約・会則原案(設置区域、組織体制、事務局設置等記載)
- ③地区社協活動の財源について(会費額の設定、寄付金、共同募金配分金等の自主財源の確保について)

既に地区社協を設置している市町

→設置地区の地区社協からモデル的な内容を抽出し、提案していきます。

初めて地区社協を設置する市町

→基本的な考え方をまとめるにあたり、先進地視察を実施し、実際の活動に触れることにより地区社協活動のイメージを具体化していきましょう。



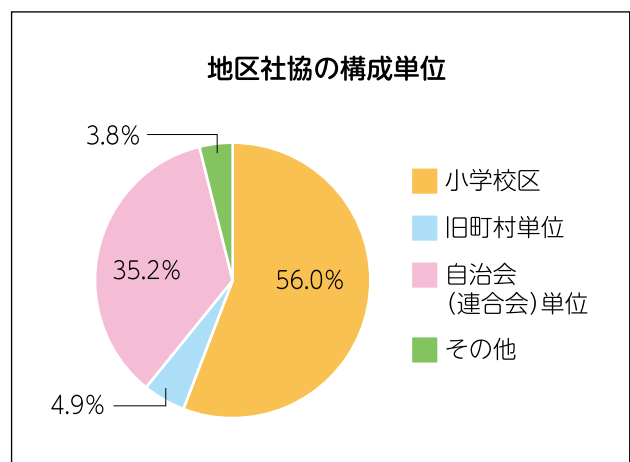
組織の構成単位：どんな区域で地区社協を設置しているところが多いの？



半数を超える地区社協が「小学校区」で設置されています。

※その他＝概ね中学校区、小学校区である。

出典：地区単位(地区社協等)の地域福祉実践組織の実態調査 山口県社会福祉協議会 H26.3



② 各組織への地区社協づくりの意義の説明と理解を働きかけましょう。

まず、市(町)社協及び地区関係者が地区社協づくりについて合意する必要があります。

→市(町)社協役職員、中心となる組織に合意形成を図りましょう。

各組織・団体での協議にあたっては、市町社協役職員が説明に出向くことが必要となります。その際には、これまでに理事会等で協議した基本的な考え方をまとめた説明資料を準備するとよいでしょう。

合意形成を図っていく主な項目				
①地区社協づくりの意義	②方法	③組織体制	④財源	⑤活動内容

③ 地区社協設立準備委員会(仮称)を設置しましょう。

市(町)内の合意形成ができれば、設置地区の実情に応じて、さらに具体的な内容をつめていく必要があります。

具体的な協議を行う場として、「地区社協設立準備委員会」などを設置します。この委員会に参画が期待される組織・団体としては、次のとおりです。

【参画が期待される組織・団体(案)】

- | | |
|----------------------|----------------|
| * 民生委員・児童委員 | * 主任児童委員 |
| * 地区内の福祉・保健施設 | * 福祉員 |
| * 地区内の医療機関 | * 単位自治会・町内会役員 |
| * 行政機関(公民館・支所・出張所など) | * 老人クラブ |
| * 学校関係者(教職員、PTA) | * 友愛訪問員 |
| * 農協・漁協・生協 | * 婦人会(女性団体) |
| * 企業・商店 | * 子ども会 |
| * 警察署(交番・駐在所)、防犯組織 | * ボランティア団体、NPO |
| * 消防署(消防団) | * 当事者団体 |
| * 体育振興会 | * まちづくり推進協議会 |
| * 学識経験者 | コミュニティ推進協議会 |

地域の実情を反映しながら、参画してもらおう組織・団体を選定しましょう。また、地区社協の設立から定着への段階的な活動展開を図るためにも、参画いただいたメンバーが設立当初の理事(役員)となることを想定した選出を行うとよいでしょう。

現在の地区社協役員の選出区分ですが、自治会長、福祉員、民生委員・児童委員などの関係者においては、幅広い参画が図られています。

今後、さらに福祉でまちづくりを進めるためにも、地域にある様々な社会資源(施設、学校・PTA、企業、商店、警察、消防など)の役員への参画や活動・事業を通じた協働も考えられます。

(2) 設置に向けて具体的な協議を始めましょう。

地区社協設立準備委員会ではこんなことを協議していきます。

～出来ることから、はじめていきましょう～


▼ 役員構成を決めていきましょう。

役員任期としては、2年間（ただし、再任は妨げない）が一般的です。また、選出は、総会を開催しての選出となります。

役員選出は、地域に実情に応じて、福祉でまちづくりを進めるために協力いただきたい組織・団体・グループからの選出を心がけましょう。

役員構成(案)

役職名	人数の目安	主な役割
会長	1名	地区社協の代表として、地区社協の活動や運営を総括します。
副会長	2名～4名	会長を補佐し、何らかの理由で会長が活動できなくなった場合は、その代替りの役目を担います。
理事	6名以上 20名以内	理事が集まり理事会を開催し、地区社協運営の中核となります。
監事	2名	毎年1回以上、地区社協の会計を監査し、運営が正しく行われているか確認します。役割上、他の役割との兼任はできません。
事務局長	1名	会長の命令を受けて、地区社協の運営事務関係を処理します。
会計	1名	会計事務を処理する担当者です。金銭の透明性や兼務による負担を軽減するためにも、1名専任で置くことが望ましいです。

については、立ち上げ時に、最低でも設置する必要がある役職です。

具体的な協議を重ね、円滑な執行を図るためにも役員は、多くとも20名以内が望ましいと言えます。これを超える場合は、地区社協活動の実働部隊メンバーでの企画調整会議の設置や常任理事の設置も考えられます。

※なお、事務局長と会計については、副会長などの他の役員と兼任で設置されている地区、専任で設置されている地区、「コーディネーター」という名称で配置されている地区があります。

必要に応じて設置する役員

役職名	人数の目安	主な役割
常任理事	10名程度	理事会の決定に基づき、地区社協の運営に必要な事項を協議、決定します。
顧問	1～2名	会長からの指名により、正副会長経験者や学識経験者などが就任し、地区社協活動への助言を行います。

▼ 協議体制を構想していきましょう

地区社協の運営や方針の決定、具体的な課題を解決するときには、様々な会議を開催して協議を行い、方針を決定することが透明性、公益性を確保するためにも必要です。

また、会議の内容は、記録や報告を残し、地区社協への理解を深めるために地区社協だよりなどで住民(会員)に広報すると良いでしょう。

主な会議とその内容、参加対象、回数の目安としては次のとおりです。

立ち上げ時から開催する会議

会議の名称	参加者	主な議題	回数(目安)
役員会 (理事会)	地区社協の役員 (理事)	・事業計画や方針の策定 ・事業予算の見積もり ・正副会長、監事、事務局長、 会計担当者などの選出 …など	年3回以上の開催
総会 〔評議員会〕 〔代議員会〕 〔総代会〕	地区社協の役員 〔評議員、 代議員、総代〕 会員	・事業計画、予算の承認 ・役員承認 ・会則などの変更 …など	年1回以上の開催
監査	地区社協の会長 監事、会計担当者	・事業執行、予算執行の検査	年1回

開催が望まれる会議

会議の名称	参加者	主な議題	回数(目安)
委員会・ 部会(※1)	会議のテーマごとに参加者を設定	・課題の整理、課題解決のための具体的な対応や役割分担 …など	必要に応じて開催
企画 調整会議 (※2)	地区社協の会長、副会長、事務局職員に加え、地域の実情に応じた民生委員・児童委員、自治会役員、福祉員など地区社協活動の実働メンバー	・地区社協行事・イベントの企画、役割分担 ・各団体・組織の取り組みや行事・イベントの情報交換及び参加、協力、役割分担 …など	月1回
常任理事会	常任理事	同上	月1回

※1 委員会・部会について

現在、多くの地区社協では、テーマ別に設定した会議を「委員会」もしくは「部会」という名称で設置されています(例：広報委員会、高齢者委員会、障害者部会…など)。

「委員会」や「部会」を通して、地域の抱える課題解決のために福祉分野以外の方に参画していただき、協働によって必要な活動やサービスを開発したり、ネットワークによる活動展開、課題解決を図ったりすることが期待されます。地区社協活動の住民へのアピール、地域課題の解決や新規活動・事業・サービスの開発のために委員会・部会の設置を積極的に検討しましょう。

地区社協設置当初は、委員会・部会の設置まで手が回らないことも考えられますので、地域の必要性、活動の安定などを踏まえて設置していきましょう。

※2 企画調整会議(常任理事会)について

地区社協の中には、「地区社協行事・イベントの企画、役割分担」や「各団体・組織の取り組みや行事・イベントの情報交換及び参加、協力、役割分担」を目的として「企画調整会議」、「企画部会」という名称の会議を月1回開催しているところがあります。

この会議には、地区社協の会長、副会長、事務局職員に加え、地域の実情に応じて民生委員・児童委員、自治会役員、福祉員など地区社協活動の実働メンバーが参加しており、定期的な開催と具体的な協議により計画的、継続的な地区社協活動の推進が図られています。

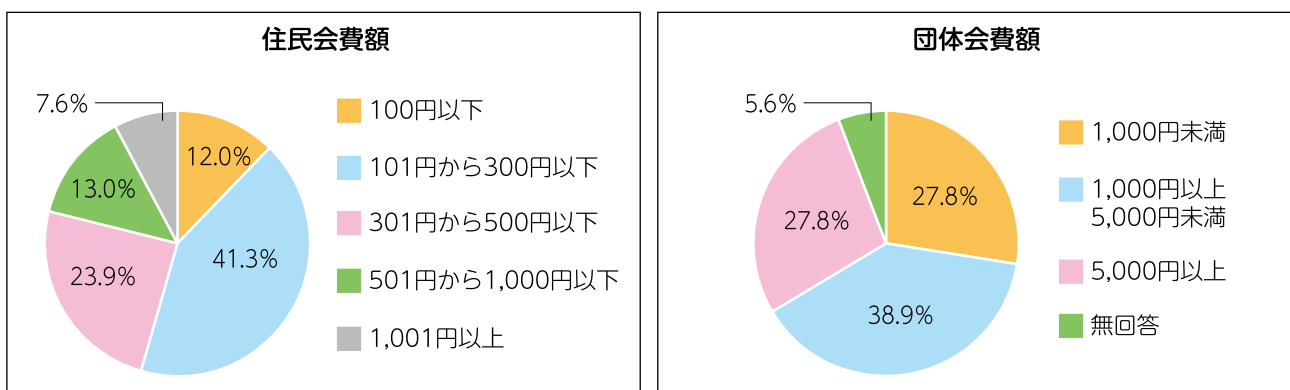
さらに、役員の役割分担(共同責任)による事務局運営や、各団体・組織の相互理解と協力体制の構築などの成果があがっています。

▼ 地区社協会費を構想していきましょう。

自分たちの地域を守り、育てていくための組織体制(有給の事務局職員の配置、独自の事務局の設置など)や具体的な活動・事業展開を事業計画により構想の上、必要な額を想定し、額を設定しましょう。

地区社協会費には、住民会費と団体会費があり、住民会費については、96.8%の地区社協で徴収しており、団体会費を徴収している地区社協は18.9%となっています。

また、住民会費の平均額は、213円(1世帯あたり)となっています。



出典：地区単位(地区社協等)の地域福祉実践組織の実態調査 山口県社会福祉協議会 H26.3

地区社協会費の理想とその理由

市町社協会費（県内19市町社協の平均額495円）以上の会費額設定をめざしましょう。地区社協会費を市社協会費以上の金額設定にすると以下のようなメリットがあります。

- ・事務局機能の強化（拠点の整備や人を配置していく費用等）をしていくための十分な予算を確保する。
- ・地区社協活動の強化のために活用できる。

（その地区に応じた課題に対応する仕組みづくり）
 他地区との交流
 自分達の活動を発信する（広報活動の強化）
 情報収集
 独自のイベントや研修の開催

▼ その他の地区社協活動の財源を考えましょう。

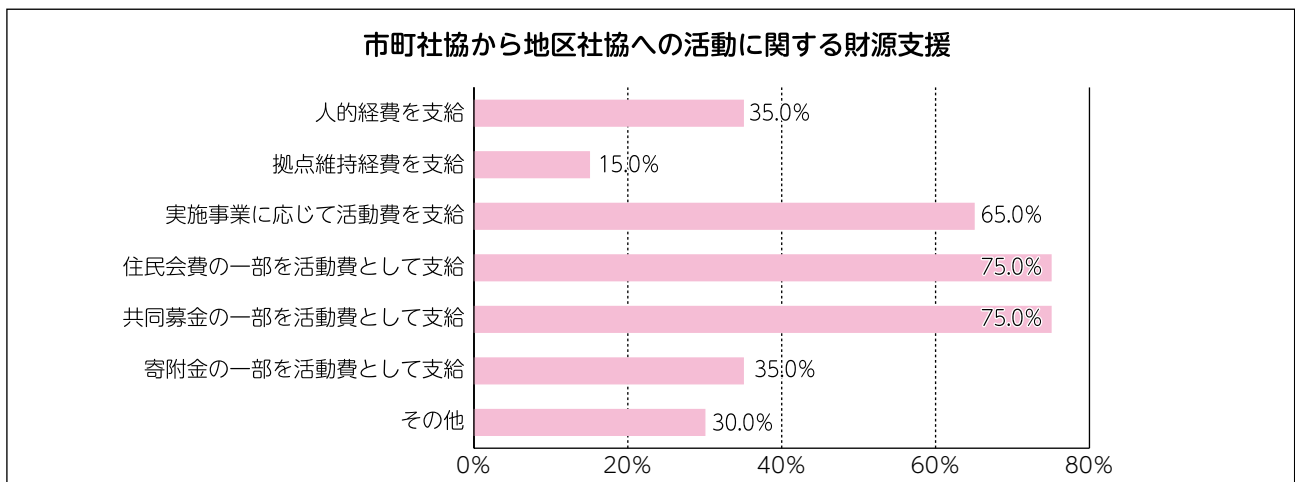
地区社協会費のほかに、地区社協独自の寄附金の募集や、市（町）社協との協議による共同募金配分金や事業費補助金の交付について協議を行い、財源の全体像を構想しましょう。



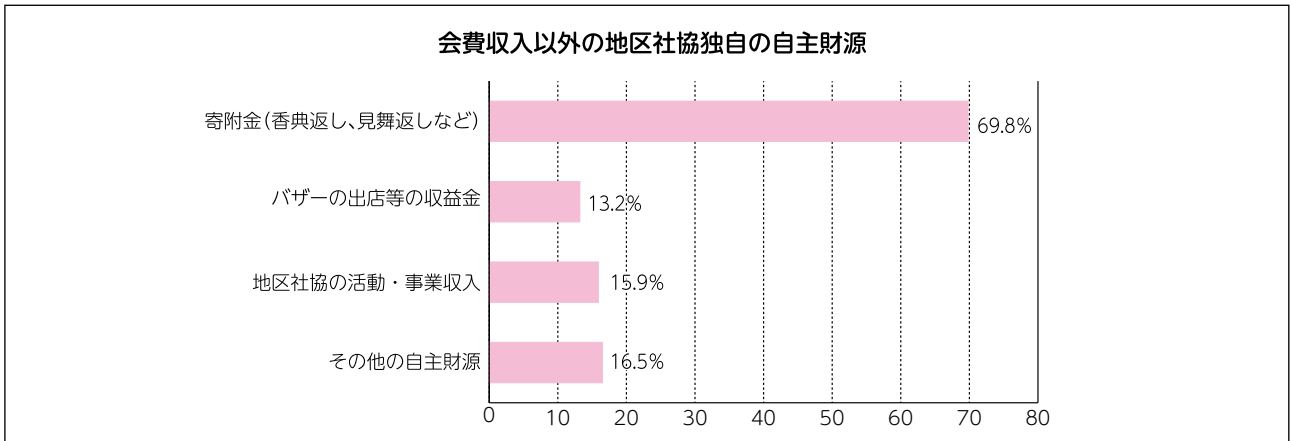
Q 地区社協の活動財源はどうなっているの？



A 市町社協からの活動財源の支援と地区社協独自の会費徴収等を活動の財源としていることが多いようです。



出典：地区単位（地区社協等）の地域福祉実践組織の実態調査 山口県社会福祉協議会 H26.3



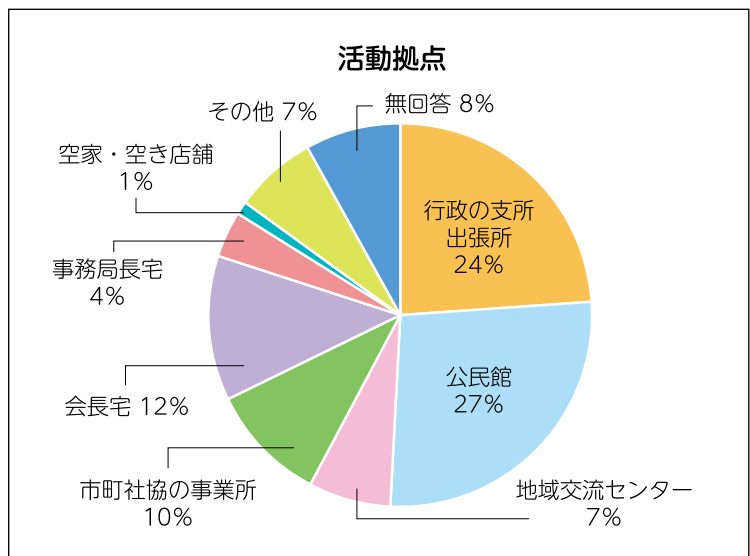
出典：地区単位（地区社協等）の地域福祉実践組織の実態調査 山口県社会福祉協議会 H26.3

▼ 地区社協事務局（活動拠点）の設置場所を考えましょう。

地区社協事務局の設置場所については、分かりやすい場所、集まりやすい場所、連絡の取りやすい場所、そして、自分たちの活動・事業が実現できる体制整備を考慮して検討しましょう。

Q どこを拠点にして活動している地区社協が多いの？

A 多くは、行政の支所、出張所、公民館、地域交流センター等を拠点に活動をしています。



出典：地区単位（地区社協等）の地域福祉実践組織の実態調査 山口県社会福祉協議会 H26.3

事務局設置場所（例）

地域の状況に応じてそこに適した事務局設置場所を考えていきましょう。

設置場所	メリット	デメリット
行政の支所・出張所 公民館	<ul style="list-style-type: none"> * 住民にわかりやすい。 * 行政の職員に連絡調整の一端を担っていただくことが期待される。 * 事務局設備の借用が期待される。 * 行政の建物の中だから安心という住民の意識がある。 * 家賃、通信費の免除が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> * 専用拠点ではないため活動の制約が多い。 * 専用拠点ではないため個人情報の適切な保護が必要。 * 土日、祝日等の活動が難しい。 * 行政の人事異動や機構改革に事務局運営が左右される。

他の団体・組織の 空きスペース	<ul style="list-style-type: none"> * 他の団体・組織との共同での事務局運営が可能である。（連絡体制が整備される。） * 事務局設備、通信設備の共用が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> * 専用拠点ではないため活動の制約が多い。 * 専用拠点ではないため個人情報の適切な保護が必要。 * 家賃が必要な場合もある。 * 通信費が必要。
空き家・ 空き店舗	<ul style="list-style-type: none"> * 拠点を活用したサロンなどの活動・事業が展開できる。 * 専用拠点であるため活動の制約が少ない。 * 土日・祝日等の活動が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> * 住民への周知の工夫が必要。 * 事務局設備の整備が必要。 * 通信設備の整備が必要。 * 家賃が必要。 * 通信費が必要。
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> * 住民に分かりやすく、相談窓口の機能を果たすことが可能。 * 入居型施設であれば、365日の事務局開設が可能で、住民にとってのかけこみ寺になる。 * 社会福祉法人の地域貢献の一環として、社会福祉施設との協働が期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> * 専用拠点ではないため、活動の制約がある。 * 専用拠点ではないため個人情報の適切な保護が必要。 * 通信設備の整備が必要。 * 家賃が必要な場合もある。
学校の 余剰教室	<ul style="list-style-type: none"> * 住民に分かりやすい。 * コミュニティスクール等、学校と地域との協働が期待される。 * 住民が学校に集まることで、多世代交流も自然と生まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> * 専用拠点ではないため、活動の制約がある。 * 専用拠点ではないため個人情報の適切な保護が必要。 * 通信設備の整備が必要。 * 通信費が必要。 * 土日、祝日の活動が難しい。

地区社協事務局の理想とその理由

地区社協の事務局は、そこで事務作業をするだけでなく、地域住民が気軽に立ち寄ることができ、集ったり、相談ができる場所であることが望ましく、そのためには、住民にとってわかりやすい場所である必要があります。各設置場所にはそれぞれメリット、デメリットがありますが、事務局をどのような拠点にしていきたいかを考えて選んでいく必要があります。

役員宅を事務局としている場合には、まずは行政の支所や出張所の一角を事務局として活用していく等、検討していくことが必要です。

行政の地域福祉計画等でも住民参加が示されているように、地域福祉の推進を図る上で、住民に身近な地区社協の活動はなくてはならないものであることから、行政側に地域福祉を推進していく上での重要なパートナーとして地区社協を認識してもらい、事務局場所として行政の支所や出張所の一角を使用できるよう交渉していくことも方法として考えられます。

▼ 事務局の設備や備品を考えましょう。

円滑な連絡調整のため、また、情報発信のため専用電話（回線）、FAX（回線）、パソコン（インターネット回線）、コピー機などの整備について検討しましょう。

整備にあたっては、事務局設置場所や財源の課題がありますが、地区社協構成団体による負担金の徴収や予算積み立てなどの工夫を検討してみましょう。

整備が難しい場合でも、役員の持ち出しによる事務局運営とならないように、一定の通信費や消耗品費などの支給などの配慮も検討しましょう。

▼ 事務局職員の配置について考えましょう。

県内の地区社協では、半数以上の地区社協が事務局職員を配置しており、事務局職員がいる地区社協の全てで「事務局長」が配置されています。

また、「コーディネーター」は1割の地区社協で配置をされています。コーディネーターは地区社協活動でも重要な役割を果たすため、是非、配置していきましょう。

事務局職員の理想とその理由

平日週5日、勤務する職員体制を整えましょう。

地区社協の事務局は、そこで事務作業をするだけではなく、地域住民が気軽に立ち寄ることができ、集ったり、相談ができる場所である必要があります。そのためには、ただ場所があるだけではなく、そこで対応できる職員がいる体制を整えておくことが必要です。

コーディネーターはどのように探していけばよいのか

コーディネーターに適している人の見当がついていれば良いですが、そうでない場合も少なからずあるはずです。

民生委員・児童委員や自治会長等、地域で活動されていて地域の人を知っている方に適任者がいないか聞いてみたり、地域のイベント等に積極的に参加されている方、PTA等、地域での活動経験のある方等に声をかけてみると良いかもしれません。

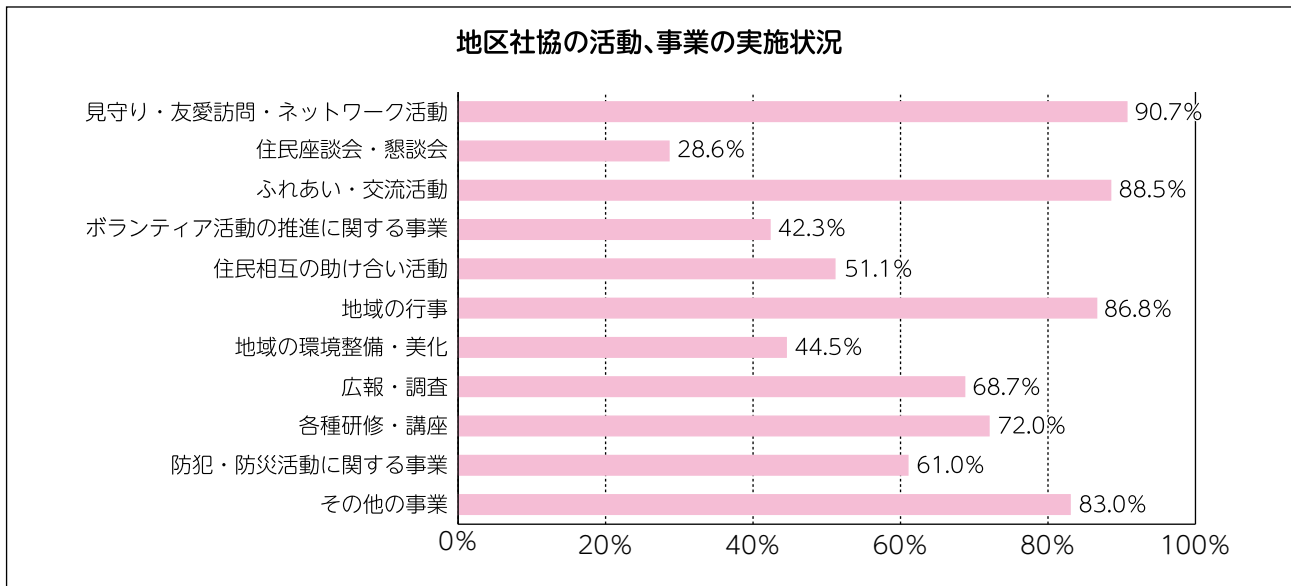
▼ 何をしていくか（活動・事業メニュー）を考えましょう。

活動・事業メニューについては、地区内で各組織・団体が行っている活動・事業を分析し、地区社協として取り組むものを決定していきます。

活動・事業メニューについては、市町社協からの提案を受けつつ、まずは、あまり多くを盛り込みすぎずに、敬老会や三世代交流事業などの福祉行事・イベントや、ふれあい・いきいきサロンや小地域見守りネットワーク活動などのこれまで地区で実施してきた活動を基本事業として実施していきます。これらをもとに、新たな活動、事業、サービスを計画的、段階的に加えていくとよいでしょう。

Q どんない活動をしている地区社協が多いの？

A 地域住民のつながりを育む活動を中心として展開している地区社協が多いようです。



出典：地区単位（地区社協等）の地域福祉実践組織の実態調査 山口県社会福祉協議会 H26.3

活動を考える上でのポイント

POINT1 住民が関心を持っている活動かどうか

- ・住民にとって、身近な課題となっていますか。
- ・ニーズの緊急度や深刻度が伝わりやすい活動ですか。
- ・活動の必要性が理解される活動ですか。

POINT2 住民が参加しやすい活動になっているかどうか

- ・できるだけ多くの人に関わってもらうことで、活動が活発になったり、次の活動への広がりにつながります。

POINT3 活動を通して当事者や地区の課題に接する機会が持てるかどうか

- ・少しずつであっても接する機会があれば、それを通して理解も深まっていきます。

POINT4 他の活動につながりやすい活動であること

- ・最初は、小規模の活動であっても、広がったり、次の活動につながったりする可能性を持つものがよいでしょう。

(3) 会の活動が住民に見えるようにしましょう。

「規約(会則)(案)」「事業計画(案)」「予算(案)」を作成しましょう。

それぞれの(案)の様式については、参考資料一覧の「規約(会則)モデル(案)」、「事業計画モデル(案)」、「予算書モデル(案)」が参考となります。

また、地区社協活動の財源は、住民の方々の会費、寄附金や補助金などによるもので、その用途については、高い透明性が求められます。その透明性の強化のために、「会計規則」などの整備が望ましいでしょう。「会計規則」については、参考資料一覧の「会計規則モデル(案)」を御参照ください。

(4) 組織や活動を住民に理解してもらいましょう。

これまでの協議内容をもとに、地区の福祉の現状や地区社協の必要性を設立趣意書やチラシで作成し、配布します。(2)の住民福祉講座・住民座談会の案内も兼ねて行うことで、講座や懇談会に課題意識を持って参加することが期待されます。

また、「地区社協設立準備委員会」に参画いただけなかった(できなかった)団体・組織に対しては、必要に応じて、市町社協役職員、「地区社協設立準備委員会」メンバーで設立の説明と今後の協力依頼を行うことも必要でしょう。

(5) 住民の声を反映する仕組みを考えましょう。

テーマを地区社協に絞って住民福祉講座や住民座談会を開催してみましょう。

これまでの「地区社協設立準備委員会」での協議をもとに、地区の状況(高齢化率等のデータや助け合い活動の状況等のデータ等を踏まえて)、地区社協の必要性、協議の概要、地区社協像(規約、財源や活動内容)について報告を行います。

また、ここで住民からいただいた意見は、これからの活動を考える上でも貴重となることから、きちんと意見を集約、整理することが大切です。

加えて、そうした講座や座談会には広く参加者を呼びかけると同時に、参加出来なかった人達にも、広報資料等に協議の経過等を記載する等、きちんと住民に報告をすることを心がけることが理解を広げ、深めるために必要です。

(6) 地区社協を住民に知ってもらいましょう。

設立にあたっては、構成メンバーでの総会を開催し、地区社協規約、役員、事業計画・予算等の決定を行います。

なお、設立総会の開催とあわせて地域住民にアピールし、身近なものと感じてもらうために、地域住民が参加できるような設立式やセレモニーを開催すると良いでしょう。

第3章 更なる地区社協機能の強化に向けて

(1) 「地域共生社会」の実現に向けて地区社協の方向性・目指すべきところ

▼「地域共生社会」の実現が求められている背景と目指すもの

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても地域共生社会の実現が示されており、支え手側や受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することが取組の方向性として示されています。

今後は、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができ体制を構築する取組が求められているところです。

具体的には、高齢、障害、児童等の分野ごとの相談体制では対応が困難な世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立(時には排除)しているケースなどを確実に支援につなげることや、支援を必要としていた人自身が、地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行うことが期待をされています。

▼「地域共生社会」の実現に向けて地区社協に期待されている機能

地域住民が個人の課題や地域の課題を「我が事」として捉え、課題の早期発見につなげていくためには、課題を抱えた人だけに対応するのではなく、地域住民の課題やニーズが自然と入ってくるような仕組みを作り、潜在化している福祉課題・生活課題に早期に気づいていくことが必要です。

そうした意味では、地区社協において住民が主体となって実施してきた様々な活動は、地域共生社会の実現で求められている活動そのものであり、今後さらにその活動が重要視されてきます。

▼「他人のために」に加えて「自分たちのために」という意識を持つ人が増えると…

世間一般に「福祉」というと困っている人のためというイメージも少なからずありますが、そうではなく、「自分たちの住みよい地域のために」「自分たちの将来の地域のために」という意識が加わると、住民全体に関わることとして、自分の地域をより良くしたいという気持ち(意識の高揚)が生まれ、皆が「我が事」として考え主体的に活動できるきっかけとなります。

例えば、ごみ捨てに困っている独居の高齢者がいたとします。それをその人だけの問題と捉えた際の対応と、「行く行くは自分たちも同じような問題で困るのではないか」「実際は他にも困っている人がいるのではないか」との視点で考えたときの対応は変わってくるはずで、後者のように、地域全体で問題を考えていき、対応も「その人のために」というよりは、「地域全体のために」「将来自分達が暮らす地域のために」と変わっていきます。

「地域共生社会」の実現は地区社協だけが担うものではなく、地域全体で取組をすすめていく必要がありますが、その一役を担うことが期待されている地区社協においては、「我が事(自分

達の地域の課題)」として捉えていくことが出来るような環境の整備に今後ますます力を入れていく必要があります。

ここでは、「地域共生社会」の実現に向けて地区社協に期待されている機能について大きく2つに分けています。

(1) 住民ニーズを発見・キャッチしていく機能

→拠点を生かして、住民からの情報や相談が入ってくる仕組みづくり

地域の中に拠点があり、そこに住民同士の交流の機会や場が出来ると気軽に立ち寄れて世間話をする中で、支援を必要としている人や世帯の情報や地域の困りごとが見えることもあります。

この地区社協の拠点を活用して、住民からの情報や相談事が入ってくる仕組みをつくり、そこから課題解決のために行動したり、状況に応じて別の相談機関につなげたり、他機関と連携・協働していくことが必要です。

身近な地域に相談できる場所や気軽に集い、話しをすることができる場所があることは住民にとっても心強く安心感に繋がります。

※現在、個人宅を活動拠点にしている地区社協が1割程度ありますが、住民同士の交流の機会や場を地区社協の拠点の機能としていくためには、拠点を別の場所に設けることも考えていく必要があります。

▼ 三丘地区社会福祉協議会(周南市) 拠点を個人宅から別の場所に整備した例

地区社協の設立当初から会長宅を事務所にしていたが、集会の開催や資料の保管等が難しい等の課題があり、新たな地区社協の拠点が欲しいとの希望があった。

そうした中で、地区社協自ら地域の中で拠点として活用できる場所を探し、地域において商店として使われていた空き店舗を拠点として活用できないかと動き始めた。

拠点が整備されたことで、集会や資料の保管等の課題が解消されたと同時に、市営住宅の入り口付近に事務所があることから、住民が立ち寄りやすくなり、生活上の気になることの相談や見守りが必要な人の情報提供等もされるようになってきた。



空き店舗の活用



自分達での改修作業



事務作業が行えるスペースの確保



役員会の開催も可能に



手作りの看板

※県内の地区社協のうち公民館や行政の支所、市町社協の事務所等個人宅以外を活動拠点としている地区社協が約8割あります。しかしながら6割超の地区社協については、拠点が「他との共有スペース」です。そうした場合、住民がそこに集ってということは難しい場合もあります。地域の中に住民が気軽に立ち寄れる場所がない場合には、そうした場所を設置していくことも考えていく必要があります。

▼ 秋芳地域リビング(美祢市) 地区社協と別に住民の集まる拠点を整備した例

住民が地域の中で気軽に集まれる場所が減ってきたことから、地区社協が中心となって、秋芳地域の2箇所(秋芳地域福祉センターと嘉万憩いの家)に地域リビングを立ち上げた。嘉万憩いの家については、市が所有する入浴施設を備えた「老人憩いの家」であり、以前は住民の集まる場所の一つであった。

しかしながら、ボイラー等の設備が壊れたことで入浴施設が利用出来なくなったこと等により使われなくなった。

住民側の「地域住民が集まる場所をつくりたい」との思いから、使われなくなった施設を掃除し、再び住民が集える場所として利用できるようになった。

そこは、月2回午前11時から午後2時までの間、誰でも好きな時間に好きなことをし、いつ来ても、いつ帰っても良いこととし、住民達が気軽に集まっている場所になっている。

また、地域リビングには、地区社協の事務局員等も参加し、そこでの住民の話の中からニーズをキャッチする体制がとられている。

地域住民が気軽に集う場が身近に



嘉万憩いの家での様子



秋芳地域福祉センターでの様子



住民の方からの声で、
嘉万憩いの家には、
移動販売車も来るように。

※相談を受けたり、ニーズを発見・キャッチしていく人について、地区社協の人員体制を見ると「会長」「副会長」「理事」「監事」といった組織決定を行う役員体制については、9割以上の地区社協で整備されています。しかし、事業運営を支える会計や事務局長の配置は、6割程度の配置となっています。事業調整を行うコーディネーターにいたっては、配置が1割程度であるため、誰が住民からの相談を受けるのか、ニーズを発見・キャッチしていくのかについても、今後検討していく必要があります。

→場所(拠点)を活用して、そこに人を配置していきましょう。

地区社協にコーディネーターを配置する意義については、下記のように整理されています。

地区社会福祉協議会コーディネーターは、住民の一人でもあることから、地域福祉活動の良き理解者であり、参加者です。コミュニティソーシャルワーカーは、地区社会福祉協議会コーディネーターとともに、住民への呼びかけや活動方法等について一緒に検討しながら進めることができます。また、社会福祉協議会をはじめとした専門職に、必要に応じて情報をつなぐ役割としても、地区社会福祉協議会コーディネーターは大きな役割を果たします。

出典：地域福祉の活性化をすすめるヒント 山口県社協 平成22年3月

地域福祉の活性化をすすめる人材として、地区社協コーディネーターの役割と必要性を再認識し、最終的には、住民からの会費で地区社協に専任の職員を置ける体制を整えることができると、コーディネーターも継続した活動が行うことが出来、地区社協としての活動の幅が広がっていくことにもなります。

コーディネーター確保の財源の一つとして、市町社協が検討できること。

平成27年度の介護保険制度の改正により生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組として生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置が市町行政に求められています。(生活支援体制整備事業)

そうした中で第2層の生活支援コーディネーターについては、住民主体の活動を広めていくという観点から日常生活圏域(中学校区等)に配置することがイメージとして掲げられています。

地区社協のコーディネーターについても、生活支援コーディネーターと活動エリアや活動等、重なっている部分もあることから、第2層のコーディネーターを地域福祉活動の拠点である地区社協にきちんと配置し、その役割を担っていくことも一つの方法として考えられます。

(2) ニーズから活動を起こしていく機能

⇒住民から挙がってきた相談や、地区社協のコーディネーターがアウトリーチ等で把握したニーズに対して、地域の住民で話をする場をもちましょう。

地区社協の構成員は、「民生委員・児童委員」「自治会長」「福祉員」「老人クラブ員」で、住民組織や地域福祉活動関係者等、多様なメンバーシップで活動が支えられている団体であり、地区社協自体が協議体でもあるため、その特性を活用して、個人の課題や地域の課題を皆で考えていく場を持ちましょう。

また、状況に応じて、そこに市町社協をはじめ、民間事業者、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター等、関係機関や団体にも参加してもらいましょう。

そうした中で、そこで話をした内容について、行動を起こしていく仕組みについて考えていきましょう。

例えば・・・

例①：独居の認知症の方の居場所が、地域にないことから、地区社協の構成員である自治会長から自治会に働きかけを行ってもらい、自治会内に「自治会福祉部」をつくり自治会福祉部で「ふれあい・いきいきサロン」を始めた。

例②：複合的な課題（対象者本人に色々な問題が絡み合っていたり、世帯の中に課題を抱えるものが複数人いる課題等）を抱えている住民の情報が入り、生活困窮者自立支援事業を紹介した。

⇒福祉関係機関だけではなく、場合によっては医療、保健、雇用、就労等とも連携・協働していく。

例③：制度の狭間の課題（制度で対応することが難しい課題等）について、他にも地域で同じように困っている人がいないか、アンケート調査を行い、住民主体の助け合い活動の一つである「有償助け合いサービス」を実施することとした。

⇒地域住民と協働して、新たな仕組みを生み出したり、新たな社会資源を見つけていく。

（2）地域の他団体との連携

まちづくり推進協議会やコミュニティ推進協議会（以下、まちづくり推進協議会等）は、地域をより良くしていくために、自分達のまわりでどのような課題があるかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組んでいる組織です。

近年、そうしたまちづくり推進協議会等、地域において地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組む組織の設置が進んでいます。

まちづくり推進協議会等の特徴として、そこで暮らす人々が自治会、市民活動団体、企業等の様々な主体の参加によって地域課題の解決や地域の活性化を目的とした活動を行っていることがあります。

一方、地区社協も自治会等の住民組織や地域福祉活動者（民生委員・児童委員、福祉員、老人クラブ員等）によって構成され、住民主体、参加により地域の生活課題や福祉課題の解決方策を協議会し、解決に向けた取組を実施することを目的に組織されています。

このように、まちづくり推進協議会等と地区社協については、同じエリアで似たような活動をしている現状があります。

また、構成員も似ていることから、双方の組織に属している人も多くいます。

そこで、まちづくり推進協議会等の活動について整理し、今後の地区社協活動を推進していく上で、そうした地域の他団体とどのように連携、協働していくのかは重要です。

そうした際に、地区社協が活動しやすいように支援をしていく役割も市町社協にはあることから、地域の他団体との協働についても、少し整理をして考えていく必要があります。

以下、地区社協とまちづくり推進協議会等のエリアについて、県内で多く見られるパターンを2つ挙げています。

<パターン1>

地区社協とまちづくり推進協議会等が同じエリアにある場合

A地区社協

まちづくり推進協議会等

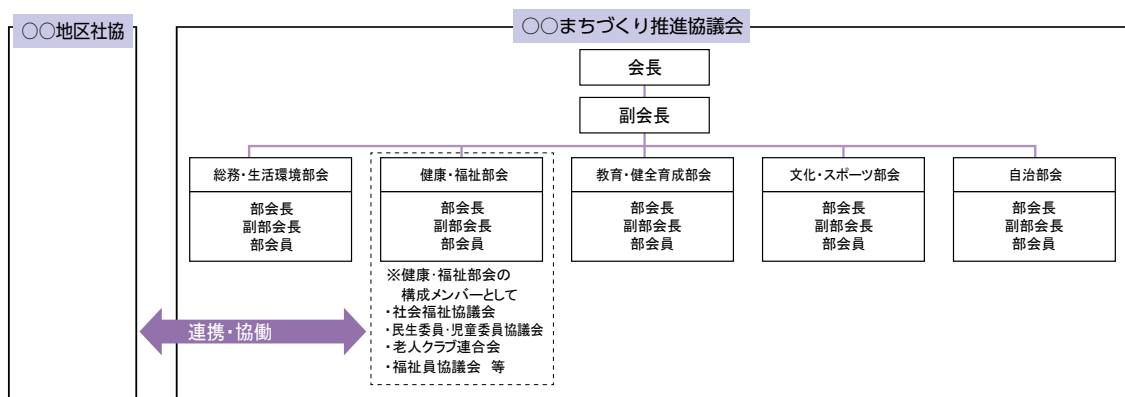
<想定される課題>

- ・地区社協とまちづくり推進協議会等で同じエリアで似たような活動（特に福祉部門の活動）をしている。→住民に分かりづらい。
- ・双方の組織に属する人の負担が大きい。
- ・双方の組織が住民参加を促した場合、住民にとっての負担が大きい。

<パターン1に対する今後の連携、協働の在り方の提案>

まちづくり推進協議会等の地域福祉活動部門と連携・協働し、地域福祉部門の活動を地区社協が行う。

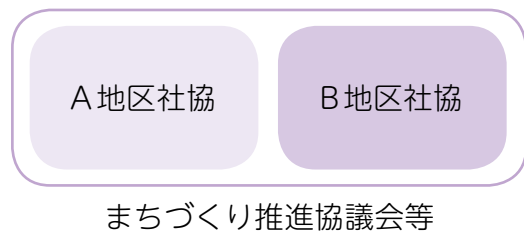
▼ 地区社協がまちづくり推進協議会等の地域福祉活動部門を担う場合のイメージ（例）



メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・両方の組織のメンバーとなっている人達にとって負担が減る。 ・同じエリアで似たような活動をしている場合、活動の整理ができる。 ・活動財源が確保できる可能性がある。（健康・福祉部会としての活動に対して予算をつけてもらえる可能性がある） ・それぞれの活動が見えやすくなる（住民にとっても分かりやすい。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協としての活動をきちんと見えるようにしておかなければ、地区社協の存在感が薄れてしまう。

<パターン2>

まちづくり推進協議会等のエリアに地区社協が2つ以上入っている場合



<想定される課題>

- ・双方の組織に属する人がいる場合、地区社協のエリア、まちづくり推進協議会等のエリアの双方の立場で活動を考えていかなければならない（混乱する可能性がある）。
- ・双方の組織に関わる人の負担が大きい。

＜パターン2に対する今後の連携、協働の在り方の提案＞

- ① A地区社協、B地区社協、まちづくり推進協議会等の代表者が集まる機会を持ち、構成メンバー、活動、お金の流れ等を一度整理する。
- ②重なって同じような活動をしている場合には、地区社協の活動にまちづくり推進協議会等のメンバーに参加をしてもらう。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ A地区社協、B地区社協のそれぞれの地区社協組織の良さを活かしながら、今までの活動の延長で活動が出来る。 ・ 活動財源が確保できる可能性がある。(健康・福祉部会としての活動に対して予算をつけてもらえる可能性がある。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ A地区とB地区で活動に大きな差があった際に、まちづくり推進協議会等の福祉部門として成り立たなくなる可能性がある。(住民側から不満の声が挙がる可能性がある。)

(3) 地区社協で小地域福祉活動計画をつくりましょう。

小地域福祉活動計画とは、地区社協が中心となり策定する3～5年の中長期の計画です。

小地域福祉活動計画をつくることで、こんなメリットがあります。

- ・ 先の見通しが立つことで、段階的、計画的に活動を実施することができる。
- ・ どの活動に力を入れて実施していくのか、活動の重点が明確になる。
- ・ 活動の目標等、見える形にすることから、皆でそれが共有できて、足並みが揃う。
- ・ 計画を公表することで、住民にとっても活動が分かりやすく、活動に対する理解や協力が得られやすくなる。

地域福祉活動計画を策定している市町社協が多いと思いますので、市全域での計画も踏まえながら、自分達でどんなことができるのか考えると、地域福祉活動計画と小地域福祉活動計画が連動したものになり、住民にとっても分かりやすい計画になります。

(4) 活動に必要な財源を確保していきましょう。

地区社協の活動が活発になってくると「もっとこんな活動をしたい。」という思いも大きくなっていくでしょう。

しかしながら、新たな活動をはじめる時に、頭を抱えることの多いのが「財源」の問題です。ここでいくつかの財源について紹介をします。

地区社協自らが財源をつくっていく	
①会費・寄附金	<p>地区社協の活動に賛同してもらうことで得られる財源です。そのためには住民に地区社協が何をしているのか理解をもらい、地区社協の必要性を理解してもらうと会費の値上げにも理解を示してもらえることがあります。</p> <p>香典返しもこれにあたります。香典返しのあった方については、地区社協の広報誌に掲載していきましょう。</p>

<p>②事業収入</p>	<p>事業を実施し、その対価を財源とするものです。地区社協でのイベント（バザー等）や研修会等の参加費もこれに含まれます。</p> <p>広報を出している地区社協では、広報誌に地元企業や商店等の広告を掲載し、広告収入を考えていく方法も考えられます。</p>
<p>外部の組織等から財源を得る</p>	
<p>③共同募金</p>	<p>自分達の活動を認めてもらい、賛同してもらうことで財源を確保していく方法として「共同募金」があります。地区社協の活動を小地域福祉活動計画等に沿って計画的に実施していく中で、活動にかかる経費を申請して、地区を良くする活動に活用しましょう。</p> <div style="border: 1px solid purple; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>〈新たな募金のカタチ～赤い羽根テーマ募金～〉</p> <p>共同募金会から認定された活動実施団体が、自ら赤い羽根を掲げ募金活動をし、自分たちの活動資金を集める仕組みです。</p> <p>募金活動を通じて、団体の活動への理解を広めることができたり、活動を通じて新たな仲間の輪が広がる等のメリットがあります。</p> </div>
<p>④助成金</p>	<p>自分達の活動に対しての助成を得る方法です。民間財団の助成金情報については、自分達で見つけづらい場合には市町社協から助成金の情報を得ましょう。</p> <p>※県社協では、助成金の情報があれば市町社協に随時、情報提供しています。</p> <p>※市町社協の中には、地区社協に活動費を支給しているところが多いですが、一律支給や、地区の規模に応じて振り分けるのではなく、活動に対して助成する方法も考えていきましょう。</p>

外部の組織等から財源を得ることも運営の一つの方法ですが、そうした一時的な資金だけではなく、継続的に活動ができるような先を見据えた財源確保も考えていく必要があります。

そのためには、会費の増額や事業収入等も含めた自主的な財源を確保していくことについても前向きに考えていきましょう。

（5）自分達の活動を積極的に発信していきましょう。

地区社協活動を活性化していくためには、地区社協の良い活動はどんどん発表してもらう機会を持ちましょう。これから活動を活性化しようと考えている地区社協にとって、先輩地区社協の実践事例が一番イメージしやすいとともに、地区同士のネットワークも形成されます。

また、地区社協便り等の広報も自分達の活動を外に発信していく上では効果的な方法です。

地区社協会費を徴収している地区社協にとって、広報を出すことは、住民に自分達がどんな活動をしているのか、住民からいただいた会費をどのように使っているのかを発信し、住民に地区社協活動を理解してもらう大切な機会です。

広報を出す時は、住民が社協の情報や福祉の情報に定期的に接することができるよう、年に数回や、不定期ではなく、なるべく定期的に出していくことが重要です。

第4章 住民ニーズに応じた幅広い地区社協活動

- ① 栗野地区社会福祉協議会（下関市） ② 楠地区社会福祉協議会（宇部市）
 ③ 仁保地区社会福祉協議会（山口市） ④ みすみ地区社会福祉協議会（長門市）
 ⑤ 秋月地区社会福祉協議会（周南市）

地区社協名	栗野地区社会福祉協議会（下関市）
設立年	昭和63年
組織体制	会長1名 副会長2名 事務局長兼コーディネーター1名 監事2名 理事11名

■ 我が地区社協の特色（こんなところに力を入れています！）

特色① 住民のニーズに応じて幅広い活動を展開しています。

【ニーズの発掘】

豊北町では、平成2年頃から『困ったときお互いに助け合える体制をつくろう』と全地区で小地域福祉推進会議が行われています。

現在、概ね民生委員の担当地区ごとに豊北町を38ブロックに分け、開催されていますが、栗野地区では地区内を5つのブロックに分け、年間2回の会議を持っています。

この会議は、個人のニーズを発掘し地域の中で行われている見守り活動の状況等を関係者で確認するものです。そのため、会議には見守り活動を行う福祉員（自治会長が兼務）、民生児童委員、老人クラブの役員、食生活改善推進委員、郵便局長、漁協女性部等に参加をお願いし、支援が必要な住民一人ひとりについて、最近の体調や生活の様子等の近況、相互支援の状況を報告し合い、新たなニーズを含めた情報を確認、共有します。

さらに、平成18年からは『住民支え合いマップ』を活用し、地域住民のふれあいや支え合いの実態を構造的に把握し、生活課題の発見に努めています。このマップはこれまでのいわゆる福祉マップとは異なり、『ひとり暮らしの高齢者』や『高齢者夫婦』、『地域の世話焼きさん』、『地域のたまり場』などをシールで色分けして地図に貼り、それを矢印で結んで、地域で行われている住民相互の関係を地図上に落とししていくことが特徴です。そこから特に気になる住民についての見守り方法や緊急時の対応等を検討します。検討していく中で地域の困りごとや危険箇所等の課題が出て来ることもあり、小地域福祉推進会議が『地域課題』の発見、共有の場にもなっています。

【活動① 高齢者外出支援事業】

栗野地区ではスーパーや金融機関が撤退し、高齢者を中心に日常的な買物に困っていると話題になりました。JRが通っているものの跨線橋を渡らなければ乗降できないため、高齢者が利用するには大変不便です。そのため車を持たない高齢者を中心に日常的な買い物に困っていることが話題になりました。会議の中で対応が検討され、買物を代行する『御用聞きボランティア』等の案も出ましたが、今一度、本音のニーズを把握しようと、地区内のひとり暮らしの高齢者全員（当時60人）を対象にアンケートを実施し全員から回答を頂きました。その結果、多くの方が買物に困っていることが確認でき、さらに、「自分の目で見て、手にとって買物をしたい」という意見がありました。

その結果を受け、地区社協で検討を重ねていたところ、福祉バス『そよかぜ号』が下関市社協豊北支所に設置されたこともあり、福祉バスを利用してひとり暮らしの高齢者を対象に外出の機会を作ろうと、外出支援事業を実施することになりました。2ヶ月に1回の開催ですが、研修だけでなく、往復の車内での利用者同士の雑談が楽しくリフレッシュできて買い物もできると大変喜ばれています。また、福祉員さんや民生委員さんも同行するので、そこで信頼関係がより深まり、困りごとを相談されることもあるようで、雑談の中から情報収集ができるので活動の一助にもなっています。

【活動② 出産・小学校入学祝い金】

栗野地区社協にお世話になったのでと、地域の方から寄附金を頂くようになりました。寄附金を基金として地域の皆さんに喜ばれる還元方法はないかと考え、若い世代の支援に使うことを提案し、平成23年から地区内に在住で赤ちゃんが生まれたご家族へ、平成28年から小学校に入学された児童のご家族にお祝いを贈る事業を始めました。

【活動③ 活動拠点】

地域の活動拠点となることを目指して地区振興協議会（地域活動の中心を担う団体）が旧栗野保育園跡を下関市から借り受けました。寿クラブ（老人クラブ）有志、栗野川と共に生きよう会、栗野地区社協の三者で『栗野ふれあいの郷』を結成して、振興協議会から管理委託を受け、三者の活動拠点として行事に活用するとともに、ふれあい・いきいきサロン、体操教室、生け花教室等の開催、また、地域の会議や集会に広く利用されています。

【活動④ 小学生との交流】

地区社協の他、他団体が連携・協働し、「地域住民だれもが住みやすいまちづくり」を目指し、高齢者から子どもまで交流の場を設け、児童の“ふくしの心”の醸成と参加高齢者の生きがいづくり、こころの通じあう元気なまちづくりを目的に交流会を開催しています。

- ・世代間交流スカットボール大会
- ・自治会長（福祉員）、民生児童委員、いろはクラブ（見守り隊）、寿クラブ、白羽会（一人暮らし高齢者の会）の方々のご協力をいただき毎年12月に栗野小児童との『もちつき交流会』を実施しています。

【活動⑤ ひとり暮らし高齢者への声かけ支援】

家族やご近所との関係が希薄になっていくなか、高齢者の孤立は地域の大きな課題となり、その防止には“見守り・つながり・助け合い”が急務です。訪問し、安否確認を行い、話し相手をするなどの活動を行っています。

- ・手作り弁当配布 年1回（安否確認を兼ねる）
- ・年末友愛訪問（歳末助け合い事業）

【活動⑥ ひとり暮らし高齢者へのハガキ】

デジタル化が進む中、手書きの気持ちのこもった温かいハガキを届け“ふくしの心”の醸成と敬老の精神を養い、書き手と受け取り手の双方の生きがいづくりを推進しています。

- ・暑中見舞い
- ・年賀状（または寒中見舞い）

【活動⑦ 広報事業】

地区での取り組みやイベント、事業や地域でおこなわれているさまざまな福祉活動などを紹介することで、情報提供並びに福祉活動の啓発を図ることを目的に発行しています。

また子どもや家庭、地域福祉について地域全体で考えることを目的に、選定された標語で立て看板を設置し、地域住民に対し、福祉の理解等の促進に努めています。

- ・栗野地区社協だより 年2回発行
- ・立て看板整備（福祉標語）



高齢者外出支援事業の様子



小学生との交流の様子



小地域福祉推進会議の様子

特色② コーディネーターを配置しています。

豊北町には粟野地区を含めた(神玉・角島・神田・阿川・滝部・田耕)7つの地区社協が設置され、それぞれの地域の特色を活かした活動を展開しています。

平成21年には『福祉の輪づくり運動の推進』と『福祉基盤の強化』を目的として7つの地区社協からなる豊北地区社会福祉協議会連合会(以下、地区社協連合会)が発足しました。

各地区社協事務局長に対して地区社協連合会会長より、福祉の輪づくり運動の効果的な推進を図るため、小地域福祉活動の充実に資することを目的として各地区社協内に『地域福祉コーディネーター』を委嘱しています。

具体的な内容としては、

- ①地区社協内における、福祉ニーズの発掘及びコーディネート
- ②地区社協活動において取組む事業のコーディネート
- ③地区社協及び、地区社協連合会、市社協豊北支所事業に対する協力
- ④小地域福祉活動を推進する上で必要な連絡調整や働きかけ 等

現在事務拠点は、事務局長(地域福祉コーディネーター)宅にて事務作業を行い、備品、書類庫は粟野ふれあいの郷を使用しています。

地区社協連合会会長より委嘱を受けた地域福祉コーディネーターは、地域の奉仕者として無報酬ですが、活動費として月額15,000円を地区社協連合会より支払われます。

豊北町内で地域福祉活動を行う上で、車は必要不可欠で、個人の車を使用し活動しています。また連絡手段も、自宅の電話、個人の携帯を使用するなど、自己負担が多いため、活動費が支払われています。

現在の課題	<p>粟野地区には、「青のり」や「シロウオ」で有名な粟野川が地区内を南北に流れており、昔から数多くの水害被害を受けた歴史があり、災害に対する意識も高く、避難場所の確認や災害時の要支援者に対する対応について話題にのぼることもよくあり、さらにきめの細かい対応が課題と感じています。</p>
<p>今後の展望 (地域住民にとって どんな地区社協で ありたいですか。)</p>	<p>粟野地区全体が温かい気持ちを持って温かい目で、支援を必要とする人のことを気にかけて、見守っていける地域になればと思います。そのために、一定のルールをきちんと定めて、理解を得ながら、必要な情報を共有していく雰囲気づくりを心掛けています。</p> <p>「向こう三軒両隣」の精神を忘れず、「いずれは我が身」と自分に言い聞かせ、粟野地区社協として、市行政や社協、地元の各団体と連携を図りながら、粟野の人が「住み慣れた粟野でいつまでも安心して暮らし続けられるよう」微力ながら取り組んで参りたいと思います。</p>

地区社協名	楠地区社会福祉協議会(宇部市)
設立年	平成16年11月
組織体制	会長1名 副会長2名 理事29名 監事2名

■ 我が地区社協の特色(こんなところに力を入れています!)

特色① 専属の事務局員を配置しています。

楠総合センター内に楠地区社会福祉協議会としての事務所を構え事務局長、事務員2名体制で楠在住の住民の皆様の社協会費を財源に運営しています。

各行事において、計画立案、人繰り資金繰り会場づくり等々をボランティアの方々と一緒に手作りで行っています。

子供夏祭りを始め、各行事において、PDCAサイクルに則り取り組んでいます。

常駐の事務員がいることで、各行事の相談・調整など地域の皆さんとのコミュニケーションがスムーズに行われています。



事務所の様子

特色② 住民ニーズをキャッチする様々な仕組みを持っています。

福祉委員会、福祉交流会を通じて「心の通う福祉社会楠地区」の意識の共通化を図るために福祉委員、民生委員、自治会長、地域支援チーム、包括支援センター等々と密な連絡を取り地域福祉の向上に取り組んでいます。

残念ながら、現状参加率が50%程度なのが最大の課題であり、今後は、参加率の向上の為、開催日時の設定等、検討していきます。

また、行事において、例えば、子供夏祭り等はオール楠で、商工会や地域事業者を巻き込めないかと思っています。



福祉交流会の様子

現在の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化に伴う世帯数の減少による会費収入の減少。 ○善意銀行への寄附金の減少。 ○事業の維持資金の不足により、事業の維持が厳しい。 ○福祉委員が一年で代わることにより問題解決の実践者としての意識の醸成がされない。
今後の展望 (地域住民にとってどんな地区社協で ありたいですか。)	<p>現実は非常に厳しいものではありますが、環境に優しい楠地区の特性の中で、地域住民と共に、子供夏祭り、敬老会、福祉まつり等々の事業の中で、存在感を持って、頼りにされる地区社協でありたいと思っています。</p>

地区社協名	仁保地区社会福祉協議会（山口市）
設立年	昭和39年5月
組織体制	会長1名、副会長1名、理事5名、監事2名、事務局1名

■ 我が地区社協の特色（こんなところに力を入れています！）

特色① 地区内の福祉関係団体と連携・協働しています。

仁保地区社会福祉協議会は、仁保地区の福祉関係団体の代表が集まり、仁保地区の高齢者福祉について情報共有し、様々な課題について話し合う「仁保地区福祉推進会議」に参加し、地区内の福祉関係団体と連携・協働しながら事業を実施しています。

この会議には、自治会、地区社協、地区老人クラブ連合会、地区民生委員児童委員協議会、地区福祉員協議会、地域包括支援センター、地域交流センターが参加しています。（オブザーバーとして山口市高齢福祉課から1名）

そこでは、それぞれの活動の情報共有をはじめ、地区の高齢者の実態を知るためにアンケート等も実施しており、そこで上がった「福祉関連サービスについての情報が知りたい」「相談窓口があればよい」という住民の声を反映し、平成29年11月には、仁保大農業まつりにおいて「福祉相談窓口」を開催しました。

高齢化の進展により、福祉関係団体の役割がますます大きくなってくると予想されていますが、仁保地区内における各団体が連携し相互協力していく基盤をつくっています。



仁保地区福祉推進会議のメンバー



仁保地区福祉推進会議の様子

現在の課題	<p>過疎と少子高齢化の進展が予想をはるかに超えて進み、主産業であった農業の担い手も次第に減少し、かつては固い絆で結ばれていた家族や、近隣の親しい心の交流も希薄となり、生活不安も増大してきました。</p> <p>高齢世帯への買物、通院や行事への参加手段等、足の確保対策に真剣に取り組まなければならない状況です。</p>
今後の展望 (地域住民にとってどんな地区社協でありたいですか。)	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくり、里づくり、人づくりに努力し、住民福祉の向上に努めていきます。</p>

地区社協名	みすみ地区社会福祉協議会(長門市)
設立年	平成23年2月
組織体制	役員16名(うち会長1名、副会長2名、会計1名、事業部長1名、監事2名、事務局1名)、福祉員48名

■ 我が地区社協の特色(こんなところに力を入れています!)

特色① 現役世代の人達が主に地区社協運営に携わっています。

みすみ地区社会福祉協議会では、昼間はそれぞれ仕事を持って働いている現役世代を中心に役員を構成しています。そして、役員全員が同じ方向を向きひとつひとつの事業に邁進することが絶対条件であるという考えに基づき、役員が話し合う場を大切にしています。



役員会の様子

毎年度すべての事業の検証を行い、役員会の活性化を計ります。事業によっては見直し・中止するものもあり、また新規に事業を追加することもあります。常にポジティブな役員会であるように努めています。

特色② 地区社協会費を貴重な活動財源として活動の充実に繋げています。

地区社協の会費は700円。各世帯に対しては長門市社協の会費300円と合わせて合計1,000円をお願いしています。



新生児が対象のスタートブック事業

住民のみなさんから会費をいただくことで助成金や補助金の有無に左右されず、住民目線ですべての事業を計画・立案・展開していくことができます。

事業を行う中で、住民のみなさんから感謝の声や「楽しかった」というような声をいただくことがあります。

現在の課題	<p>①後継者の育成と地域の人材発掘が一番の課題。</p> <p>②事業の対象が高齢者に偏ることのないよう、特に将来を担う子どもの健全育成を目的にした事業に力を入れていきたい。</p> <p>③地域の皆さんの声に耳を傾けながら、特徴ある事業を推進していきたいと思えます。</p>
今後の展望 (地域住民にとってどんな地区社協でありたいですか。)	<p>地区社協の事業にできるだけ多くの人に関わっていただくとともに、各事業を通じて三隅地区全体が元気になり、地域の皆さんが生きがいを持って生き生きと暮らしていけることを目標に、取り組んでいきたいと思えます。</p>

地区社協名	秋月地区社会福祉協議会(周南市)
設立年	昭和50年7月1日
組織体制	会員(普通会員=自治会員と団体会員=地区内各種団体)から理事を選出 理事の中から会長、副会長、事務局長、会計、部長、副部長を総会で選出 監事は理事会が推薦し、総会で承認 福祉員会議(各自治会から推薦された35名の福祉員で構成)

■ 我が地区社協の特色(こんなところに力を入れています!)

特色① 地区社協での活動計画(小地域福祉活動計画)を策定しています。

平成25年に作成した「秋月地区福祉の町づくり計画」(5年計画)に基づき、年度毎に前期事業実績を検証、次期事業計画を策定して、年次総会で審議のうえ事業計画の承認を得ています。

毎月第1火曜日開催の定例会(全役員出席)で先月の活動実績と翌月の事業計画について検討し、PDCAを展開中です。



昔懐かしいアトラクションで盛り上がった敬老会

具体的活動事例

1. 敬老会(75歳以上の方を対象、地区の小中学生が参加、年1回)
2. 秋月会(75歳以上のお一人暮らしの方の懇親会、春は公民館で・秋は笠戸島ハイツで、年2回)
3. いきいきサロン(5か所でほぼ毎月開催)
4. おもち配食サービス(75歳以上のお一人暮らしの方、年1回)
5. 福祉員研修を年2~3回開催し、地域での見守り活動が奏功するよう依頼し、また社協活動への支援・協力を依頼
6. 広報誌「きずな」の発行(3か月毎)による社協活動の情報発信

特色② 地域の他団体とも連携・協働しています。

地区の各団体代表者を当会の理事に迎え、相互の理解と活動協力を推進しています。

とりわけ民生児童委員協議会との連携・協力体制が不可欠と鑑み、役員による情報交換会を年2~3回開催しています。

見守り活動や敬老会、秋月会などの活動に対する協力体制を強化しています。(民協、体育振興会、コミュニティ協議会、自治会連合会等との協働)

もやいネット秋月地区ステーションとの情報連携の推進やコミスク活動(学校行事)への積極的参加(清掃活動、挨拶運動、門松・しめ縄作りなど)、秋月公民館行事への参加と協力(文化祭、門松づくり、もちまるめなど)を行っています。



民生委員児童委員協議会と地区社協との意見交換会

現在の課題	○役員の高齢化——若年層役員の登用 ○策定以来5年経過する「福祉の町づくり計画」の見直し ○地区の他団体との協力体制の強化——役員相互兼任
今後の展望 (地域住民にとってどんな地区社協でありたいですか。)	地区の多くの住民がふれあい・支え合う場・機会を多く作り、お互いにいきいきとした活力ある暮らしができるよう、隣近所との接点を増やす方向で、民協、もやいネット地区ステーションや他団体と協力した地区社協の活動を推進したいと思っています。

▼参考資料一覧

- ①事業計画モデル(案) ②予算書モデル(案) ③事業報告モデル(案) ④決算書モデル(案)
⑤地区社協会計規則 モデル(案) ⑥地区社協規約(会則) モデル(案) ⑦支払証明書

平成◇◇年度 ○○地区社会福祉協議会事業計画 モデル(案)

【基本目標】 ← 地区の現況、動向、課題をもとに目標を記入します。

「住み慣れた地域で、誰もが、安心して、豊かに、暮らし続けられるまちづくり」の推進を目的に次の事業を行う。

【重点項目】 ← 当年度で重点的に取り組みの必要な内容を列挙します。

1. ふれあい・いきいきサロンの設置推進
2. 地区社協活動の理解促進
3. 活動財源の確保

【事業の推進】

1. 会議の開催

(1) 総 会	年1回	(2) 役員会	年3回
(3) 監 査	年1回	(4) 部 会	年3回
2. 調査・広報活動

(1) 地区社協だよりの発行	年4回
----------------	-----
3. 交流活動

(1) ふれあい会食会の開催	年3回	(2) ふれあい・いきいきサロンへの支援
(3) 敬老会の開催	年1回	
4. 研修・学習活動

(1) 住民福祉講座の開催	(2) 各種研修会への参加
---------------	---------------
5. 小地域福祉活動

(1) 小地域見守りネットワーク活動の展開	(2) 生活支援サービスの実施
-----------------------	-----------------

平成◇◇年度 ○○地区社会福祉協議会 予算書 モデル(案)

(単位：円)

【収入の部】

科 目	前年度予算額	今年度予算額	差引増減	説 明
地区社協独自会費			0	
市町社協会費還元金			0	
市町社協補助金			0	
共同募金助成金			0	
収益金			0	
寄附金			0	
預金利子			0	
雑収入			0	
			0	
前年度繰越金			0	
合計額	0	0	0	

【支出の部】

科 目	前年度予算額	今年度予算額	差引増減	説 明
事業費			0	()事業費
				()事業費
				()活動費
				()活動費
事務費			0	通信費
				消耗品費
				事務所経費
				その他
調査・広報費			0	
研修費			0	
会議費			0	
渉外費			0	慶弔費
				渉外費
備品費			0	
助成金			0	()助成金
				()助成金
				()助成金
会 費			0	
雑 費			0	
予備費			0	
次年度繰越金			0	
合計額	0	0	0	

平成◇◇年度 ○○地区社会福祉協議会事業報告 モデル(案)

【基本目標】 ← 地区の現況、動向、課題をもとに目標を記入します。

「住み慣れた地域で、誰もが、安心して、豊かに、暮らし続けられるまちづくり」の推進を目的に次の事業を行った。

【重点項目】 ← 当年度で重点的に取り組みの必要な内容を列挙します。

1. ふれあい・いきいきサロンの設置推進
2. 地区社協活動の理解促進
3. 活動財源の確保

【事業の推進】

1. 会議の開催
 - (1) 総 会(年1回) ○月○日、会場名、○名参加、主な議題
 - (2) 役員会(年3回) ○月○日、会場名、○名参加、主な議題
 - (3) 監 査(年1回) ○月○日、会場名、○名参加、主な議題
 - (4) 部 会(年3回) ○月○日、会場名、○名参加、主な議題
2. 調査・広報活動
 - (1) 地区社協だよりの発行(年4回) ○月、○月、○月、○月発行、全戸(○部)配布
3. 交流活動
 - (1) ふれあい会食会の開催(年3回)

第1回：○月○日、第2回：○月○日、第3回：○月○日
 - (2) ふれあい・いきいきサロンへの支援
 - ① ふれあい・いきいきサロンの実施(5サロン)
 - ② ふれあい・いきいきサロン交流会の開催(年2回)

第1回：○月○日、第2回：○月○日
 - (3) 敬老会の開催(年1回)

9月15日 公民館にて開催。85名参加
4. 研修・学習活動
 - (1) 住民福祉講座の開催 ○月○日 公民館 △△名参加

講義「○○の推進と今後の課題について」

講師：○○社会福祉協議会 福祉活動専門員 □◇○△
 - (2) 各種研修会への参加

「□□研修会」 ○○市 ○名参加

「△△講座」 □□市 ○名参加
5. 小地域福祉活動
 - (1) 小地域見守りネットワーク活動の展開(35ネットワーク)
 - (2) 生活支援サービスの実施

平成◇◇年度 ○○地区社会福祉協議会 決算書 モデル(案)

(単位：円)

【収入の部】

科 目	前年度決算額	今年度決算額	差引増減	説 明
地区社協独自会費			0	
市町社協会費還元金			0	
市町社協補助金			0	
共同募金助成金			0	
収益金			0	
寄附金			0	
預金利子			0	
雑収入			0	
			0	
前年度繰越金			0	
合計額	0	0	0	

【支出の部】

科 目	前年度決算額	今年度決算額	差引増減	説 明
事業費			0	()事業費
				()事業費
				()活動費
				()活動費
事務費			0	通信費
				消耗品費
				事務所経費
				その他
調査・広報費			0	
研修費			0	
会議費			0	
渉外費			0	慶弔費
				渉外費
備品費			0	
助成金			0	()助成金
				()助成金
				()助成金
会 費			0	
雑 費			0	
予備費			0	
次年度繰越金			0	
合計額	0	0	0	

〇〇地区社会福祉協議会会計規則 モデル(案)

《解説》

地区社協では、繰越金の多いところや市町村行政から補助金を受けているところもあります。あってはならないことですが、こうした大切な資金を横領や流用、不正支出によりこれまで積み重ねてきた信頼と活動を不意にしないためにも、また、今後、特定非営利活動法人（NPO法人）格の取得をめざしていくためにも、会計規則の策定により公益性の高い活動として、透明性の高い適正な運営を進めましょう。

(目的)

第1条 この規則は、〇〇地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会計の基準を定め、金銭及び会計帳簿の管理、予算・決算書の作成などの適切な会計事務を行い、収支と財産の状況を適正に把握することを目的とする。

(会計年度)

第2条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計担当者)

第3条 本会は、会計事務を行うため、本会会則第〇〇条に規定する役員のうち、次に掲げるものを会計担当者とする。

- (1) 会長は、会計責任者として本規則に定めるすべての会計事務を統括し、出納印の管理、収支の決裁事務を行う。
- (2) 事務局長は、出納責任者として、会計責任者の命を受けて、会計事務のうち、金銭の出納及び保管、通帳・帳簿及び物品の管理・保管に関する事務を行う。
- (3) 会計は、出納担当者として、金銭出納事務、帳簿の記載など出納責任者の事務を補佐する。

《解説》

会計事務に携わる役員（担い手）とその役割を明確にします。
出納印（通帳印）と通帳保管そして収支の決裁と金銭の出納の役割を分けることにより、会計事務の適正化を図ります。

(会計単位)

第4条 本会の会計単位は、一般会計及び特別会計とする。

《解説》

目的を持って複数年度にまたがって積み立てするものは、特別会計とすることもできます。

(予算の基準)

第5条 本会の予算は、事業計画の確立と事業の円滑な運営を図ることを目的として作成する。

- 2 本会の収入及び支出は、すべてこれを予算に計上しなければならない。
- 3 本会の予算は、毎回会計年度前に会長において作成・編成し、総会で議決を得た後、地区の住民に向け必要に応じ公開しなければならない。

(予算の編成)

第6条 予算は会計単位ごとに編成し、予算科目は収入・支出ともに項目に分けなければならない。

- 2 予算外の支出、または予算超過の支出に充てるための予備費として予め予算に計上することができる。

《解説》

予算は、一般会計と特別会計があればその会計ごとに作成します。
当然、会計ごとに収入・支出の項目ごとに予算を作成します。
あらかじめ予想できなかった必要経費の支出のために予備費を計上するとよいでしょう。

(予算の執行)

第7条 予算の執行は、予算の範囲内で行う。ただし、収入については、この限りではない。

《解説》

支出については、あらかじめ定めた予算の範囲内で行います。
もし予定しない収入があり、これに伴い支出も増えるときは、総会での支出の予算を増額（補正）を承認することで執行が可能となります。

(帳簿)

第8条 各会計単位においては、次の各号に掲げる会計帳簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。

- (1) 金銭出納帳簿
- (2) 預貯金通帳
- (3) 予算差引帳簿
- (4) 領収書の綴り
- (5) その他会計に関し必要な帳簿

2 前項の会計帳簿等の保存年限は、会計終了後5年間保存しなければならない。

(収入の手続き)

第9条 金銭収入は直ちに支払いに充てることなく、必ず速やかに取引金融機関に預け入れなければならない。

《解説》 少なくとも1週間以内には、金融機関に入金しましょう。

(支出の手続き)

第10条 金銭の支払いは、原則として請求書などの支出の根拠を証明する書類に基づいて行わなければならない。

2 会計責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払い内容に誤りがないことを確かめた上で、金銭の支払いを行わなければならない。

(領収書及び支払い証明書の徴収)

第11条 金銭の支払いを行った場合は、領収書を求めなければならない。ただし、口座振込みによる支払いを行った場合は、取引金融機関の資金受領書で領収書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、祝金、見舞金、香華料等やむを得ない事由により領収書を求めることができないものは、その支払が正当であることを会計責任者が証明した支払証明書(第1号様式)によって領収書に代えることができる。

《解説》

レシートも領収書に含まれます。

祝金、見舞金、香華料等は、あらかじめ金額を定めておくといいでしょう。

会計責任者は、支払証明書に確認印を押すことで、その証明をします。

(決算の基準)

第12条 本会の決算は、帳簿に記録された予算執行の結果に基づき作成しなければならない。

《解説》 予算差引帳簿の予算科目ごとの合計金額が予算施行の結果(決算)となります。

(決算報告)

第13条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に会計の区分に従い、財産目録、収支計算書を作成し、総会で会員に報告をする。

(資金の管理運用)

第14条 資金の管理運用については、預貯金等安全確実で、かつ換金自由な方法により行うこととする。

(外部監査)

第15条 会長は、本会会則に定めるもののほか、〇〇市(町)社会福祉協議会職員を会計監査者に選任し、会計処理について監査させることができる。

《解説》 地区社協の監事監査のほか、会計の透明性を高めるため外部監査を受けることができます。

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

〇〇地区社会福祉協議会規約(会則)モデル(案)

(名称及び目的)

第1条 〇〇地区社協福祉協議会は、(以下「本会」という。)と称し、〇〇地区における地域福祉の推進を図ることを目的とする。

《解説》

地区社協福祉協議会の目的は、記載事項を基本としつつ、各組織の特徴を反映させた内容を掲げることが期待されます。

(事業)

第2条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域福祉を推進するための企画及び実施
- (2) 地域福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 地域福祉を推進するための調査、研究、普及、宣伝、連絡及び調整
- (4) 地域福祉を目的とする団体に対する支援及び助成
- (5) 〇〇市(町)社会福祉協議会の実施する事業への協力
- (6) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 本会の事務所を、〇〇に置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、正会員、団体会員、法人会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、〇〇地区内の住民とする。
- 3 団体会員は、〇〇地区内の団体とする。
- 4 法人会員は、〇〇地区内の法人とする。
- 5 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同する個人及び団体とする。

(会費)

第5条 本会の会員は、次に掲げる各号の会費を毎年度納入することにより、本会の運営に参画することができる。

- (1) 正会員は、1世帯、年額〇〇〇〇円を納入する。
- (2) 団体会員は、1団体、年額〇〇〇〇〇円を納入する。
- (3) 法人会員は、1法人、年額〇〇〇〇〇〇円を納入する。
- (4) 賛助会員は、個人、団体及び法人で、年額〇〇〇〇〇〇円以上を納入する。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 常任理事 〇名
 - (4) 理事 〇名
 - (5) 監事 2名
 - (6) 事務局長 1名
 - (7) 会計 1名
 - (8) 顧問 〇名
- 2 常任理事には、会長、副会長を含むものとする。
 - 3 理事には、常任理事を含むものとする。

《解説》

理事の人数は、定例に集まることができ、話し合いのできる人数が望ましいです。6名以上30名以内が望ましいでしょう。

ただし、地域の実情に応じて理事の人数が20名を超える場合は、常任理事を10名程度選任し、協議が重ね、執行できる体制とすることが望ましいでしょう。

常任理事を選出する場合は、地域の実情に応じながら、次の組織・団体からの参画が期待されます。

【常任理事に参画が期待される組織・団体(案)】

- | | |
|-----------------------|----------|
| * 地区民生委員児童委員協議会 | * ボランティア |
| * 小地区福祉員会(地区内の福祉員の代表) | * 当事者団体 |
| * 連合自治会・町内会 | * 学識経験者 |
| * 老人クラブ | |
| * 婦人会 | など |

(役員の選出)

第6条 理事は、地区内の各団体の代表、及び学識経験者を充てる。

- 2 会長、副会長、常任理事、事務局長、会計は、理事会において理事の互選により選出し、総会の承認を得て決定する。
- 3 監事は、理事会において推薦し、総会の承認を得て決定する。
- 4 監事は、他の役員を兼ねてはならない。
- 5 顧問は、会長が指名する。

(役員の任務)

第7条 本会の役員の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- (3) 常任理事は常任理事会を設け、本会の事業の企画及び運営について協議にあたる。
- (4) 理事は理事会を設け、本会の重要事項を議決し、事業の執行にあたる。
- (5) 監事は、毎年1回以上本会の会計を監査する。
- (6) 事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。
- (7) 会計は、会計事務を処理する。
- (8) 顧問は、必要に応じ本会の運営に協力する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第9条 本会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 常任理事会
 - (3) 理事会
 - (4) その他部会及び委員会
- 2 総会は、会長が招集し、役員の中から議長を選出する。
 - 3 常任理事会及び理事会は、会長が招集し、議長となる。
 - 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長が決する。
 - 5 部会及び委員会は、当該部会長及び委員長が招集し、それぞれ議長となる。会議の議決は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長が決する。
 - 6 総会は、第5条に定める役員及び第10条に定める部会員及び委員をもって構成し、年1回、次の各号に掲げるものを審議する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること
 - (2) 事業報告及び決算に関すること
 - (3) 規則の改廃に関すること
 - (4) 役員の選任に関すること

(5) その他、上記の事項に準ずる重要事項

- 7 常任理事会は、必要に応じて開催し、本会の事業の企画及び運営について審議する。
- 8 理事会は、年2回以上開催し、総会に付議する事項、その他必要に応じて重要事項について審議する。
- 9 部会及び委員会は、専門事項を審議する。

(部会及び委員会)

- 第11条 本会の運営の充実を図るため、部会及び委員会を置くことができる。
- 2 部会及び委員会に関する規則は、別に定める。

(経 費)

- 第12条 本会の経費は、地区社協会費、補助金、助成金、委託金、事業収入、寄附金及びその他の収入を持って充てる。

(会 計)

- 第13条 本会の経理は、一般会計のほか、必要に応じ特別会計を設け処理する。なお、会計規則については別に定める。

(委 任)

- 第14条 本会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約(会則)は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(第1号様式)

支払証明書

支払金額 ¥ _____

支払理由 _____

支払先 _____
(住所)

(氏名または代表者)

支払年月日 平成 年 月 日

上記は正当に支払われたことを証明する。

_____ 地区社会福祉協議会

会 長 _____ (印)